

設問8

—利益相反のガイドライン作成に関する自由意見—

●大学とTLO 関係者への質問

我が国でも利益相反に対応するためのガイドラインが必要か。そのための手順はどのようにあるべきか。どこが主体になって作業をすすめるべきか。今後、利益相反との関係でどのような問題点が出てくると考えられるか。このようなことを含めて利益相反に対処するためのガイドラインの作成に関する意見を述べて下さい。

- Q8-1 ガイドラインの必要性
- Q8-2 主体的に作業を進める機関や手順
- Q8-3 今後の問題
- Q8-4 自由意見

●産業界への質問

我が国でも利益相反に対応するためのガイドラインが必要か。そのための手順はどのようにあるべきか。どこが主体になって作業をすすめるべきか。今後、利益相反との関係でどのような問題点が出てくると考えられるか。このようなことを含めて利益相反に対処するためのガイドラインの作成に関する意見を述べて下さい。

(産業界の方には、産学連携に伴う利益相反に関するガイドラインの作成に産業界が係るべきか否か。是の場合はどのように係るのがいいかなどについてもコメントをお願いします。)

- Q8-1 ガイドラインの必要性
- Q8-2 産業界がかかわるべきか
- Q8-3 産業界がかかわる場合にはどのような機関が関与するのがいいか
- Q8-4 自由意見

大学関係者（設問 8）

Q8

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	回答	備考	
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
1-1	助手	教育・研究	1. 必要であると思うが、厳密なものではなく、自由度をもたせるべきである。 2. 文部科学省? 4. あまり知識がないので、明確な解答をすることができなかった。研究者個人(発明者)が評価され、ある程度の利益が得られる様にすべきである(ガイドラインができたとしても)	A	
1-2	副学長	管理	1. 個人と組織の利益を明確にするガイドラインが必要。 2. 教員・研究者だけでは不可。社会の一般道徳が十分に組み込める組織・機関が必要。 3. 大学教員・研究者の研究活動に時間的な区別は難しい。勤務時間外、あるいは研究室・オフィス以外の思考は私的なものなのか、線引きが難しい。 4. 組織の構成員としての研究活動であれば、組織からの制約を受けるのはやむを得ない。但し、多くの制約は研究者の独創的思考活動を妨げる。組織や個人の特性であっても、研究者に研究費の専断など、研究活動を支援する仕込みが必要である。もう一つ研究活動によるあまりに多額の雑収入は、教員・研究者のモラルの低下を招く。	A	
1-3	教授	教育・研究	1. ガイドラインは是非必要である。 2. 共同研究の途中でトラブルが発生しそうなケースを経験したことがある。各大学の地域共同研究センターが相応しいのではないかと。	A	
1-4	部長等 の長	管理	4. どのような形にするにしても透明性が確保されておれば重大な問題は生じないのではないかと。	C	
1-5	助教授	コーディネーション	1. 各大学で必要であると考え。 2. 各大学。 3. 関連情報の公開。 4. まずは「利益相反」という概念の知覚が必要である。その後事例を公開し、積み上げていくのが良いと思う。大学毎でそれぞれ判断し、内定を制定、公開、改正していくという手順がありえと考える。全体に網をかけてしまうようなガイドラインを作ってしまうと判断停止を招き個別性や可能性をつぶしかねないので注意が必要である	A	
2-1	教授	教育・研究	1. 必要。 2. 第三者機関。 4. 今回の調査方法について、アンケート内容が個人情報に関する場合、回答者の所属および氏名を求めることは問題が多い。匿名化(連絡不可)が必須条件と思われる。	A	
2-2	研究協力部/ 部課長	研究協力事務	1. 利益相反に関するQ&Aを作成する。 2. 大学教員を主体として考えれば、文部科学省となる。 3. 疑念を持たれることのないように、日本式の発明の帰属をより簡潔にすべきである。	A	
2-3	部長等 の長	管理	1. 必要 2. 大学か?	A	
3-1	助教授	コーディネーション	1. コンサルティング、奨学金付金のガイドラインは必要である。特に、特許の出る前の段階でのガイドライン、テーマ等にしばったコンサルティング等への対応などで、検討するなど必要。ただ、特許権の左右に対する忠誠とconflictがおきつうため、特許の権利者の権利の制度までふみこむのは本末転倒ではないだろうか。 2. ガイドライン作成は今、一般的なもので対処可能であるが、独法化された場合には各大学で独自のものが出来る可能性も。その自由裁量も認められるものでもあり、適度的ではあるが、現状は文部科学省、経済産業省、特許庁が対応する問題であるように思う。 3. 利益相反に対する企業等のクレームが増加する可能性あり(Q8-1, 8-2)の制度がしっかりすれば良いかも) それに対応する契約の法務を専門とする部署(弁護士を含む)なり、機関の設立又は補助が重要ではないだろうか。 4. いずれにしても、この利益相反の生じる可能性のある場合は、社会に有用で国の経済発展及び技術のpioneerのpotentialの高い教育であることが考えられ、独法化していく国立大の最大の課題はこういって貢献のある人材と、教育、研究(論文多出)者の両者の飛躍的増加が重要となり、人事交流の積極的な増加なくして、活性化はありえないと考える。その中で、特に「特許に対する忠誠」という問題で、この上記の人事交流をさまたげないように個人の能力を生かせる環境への改善と異動のスムーズさを向上する目的を見失わないことを重点的に配慮することが大事であろうと考える。ただ独法化後の教員の活動は、今の国立大の立場と同等であるのかどうか私大の自由性を直していく時の差異から、私大への教員異動が増加するのかが。。。このあたりは独法化された大学の運営に大きく影響するため、あまりしばりを一方	A	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	回答	備考	
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
4-1	副学長	管理		D	
5-1	部長等 の長	管理	1. 何らかのガイドラインは必要と考えられる。 2. 全体としての基準と大学独自のものと両方が作業を進めることが必要、全体としての基準はやはり同じレベルで作定することが望ましい。 3. 個人的な利益と公的な利益との間で確執が生ずる可能性が高い。そのためにもガイドラインが必要である。 4. 大学の教員は現在、そして将来ますます教育、研究、社会貢献と多くの分野での活躍が求められているが、1人の人間が使用出来る時間は限られており、その役割分担が必要になってくると考えられる。	A	
5-2	助教授	コーディネーション	1. 利益相反に対する認識、許容範囲等は、現在個々人で相当の違いがあると思われる。我が国で許容される事項と範囲についてガイドラインが必要と考える。 2. 文部科学省研究振興局技術移転推進室が主体となって作業を進める。 3. 世界の中で日本の産業技術の飛躍的な発展を目指すことを考えた場合、多くの規制を設けることは得策ではない。大学人のある程度の自由裁量を認める必要がある。	A	
5-3	部長等 の長	管理		D	
5-4	部長等 の長	教育・研究	4. 教員があまり不自由にならないように。	C	
5-5	教授	教育・研究	1. ガイドラインはぜひとも必要である。疑念や不信が個人に発露することのないように明確なガイドラインの設置が必要。 2. 各大学が主体的に行う。各大学の理念・目標との関連でどのように地域・社会に貢献するかを検討し、固有のガイドラインを設置する。	A	
6-1	教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要である。特に、国立大学の法人化とともに検討しなければならない問題であると強く感じる。縦割り行政の弊害がこらならないように、内閣(総理)の公的諮問委員会を設置して検討していただきたい。そして、学位授与機構、大学等の学術団体、企業や行政の代表、及び、欧米の代表も加え、21世紀のグローバルスタンダードにあったものを作成すべきであろう。	A	
7-1	部長等 の長	教育・研究		D	
7-2	助教授	コーディネーション		D	
7-3	教授	教育・研究	1,2 文部科学省と経済産業省が中心となって検討すべきである。 4. 医療、介護の分野およびバイオサイエンスの分野で、今後産学連携共同研究を推進していきたい。	A	
7-4	部長等 の長	管理	1. 必要と思う。 2. まず、各大学や企業でどのようなことが問題になっているのかを把握し、各大学企業などでその対応策を用紙として、文科省に特別のチームを作って検討する。	A	
8-1	副学長	管理	1. 必要 2. 国のしかるべき機関 3. あまり細かいルールを定めると活力を阻害する。	A	
8-2	助教授	コーディネーション	1. 必要である。 2. 各大学で独自のものを。骨子は統一性をもたせる。 3. この問題は、ガイドラインや大学の倫理機関を作っても十分に解決する問題はないように思われる。常日頃から、学内的な研究者を設けて研究し、学内の意見交換を重ねていく必要がある。 4. 長きにわたると考えたと逆の結果が、考えすぎると十分活動でないなど、教員の活動が逆に制約を受けないように、十分活動できる状況が確立できれば、知的循環が進むものと思っている。	A	
8-3	研究協力部/ 部課長	研究協力事務	1. ガイドラインは必要と思うが、現状として発明をすれば届出が必要ということさえ理解されていない。教員が多くなる中でどのように啓蒙するかが先決であるように思う。	A	
8-4	教授	教育・研究	1. 国立大学に民間的手法による経営を要求されている現状から、外部資金の導入や技術移転に伴う基本的なルールを持つ必要が感じられる。 2. 大学が独自に進めるには種々問題もあるから民間のコンサルタントに支援を受ける必要もあると思う。 3. 各大学が独自のガイドラインを持つのではなく共通的な基本ガイドラインを持ち、その上に各大学の特色を付加してはどうか。	A	
8-5	部長等 の長	管理	1. 教員個人の裁量では幅があまりすぎるので、ガイドラインは是非必要である。	A	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類)	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答	
8-6	教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要と思う。しかし、性善説に立ってあまり細かくすると研究者としてのやる気をなくす。問題は今の大学の硬直化した管理と規制体系、横並び悪平等と言ってもよい。この悪いコンセプトを根本的に変えない限りいくらガイドラインを設けても同じである。いくら競争的環境といっても国立大学は依然そうなっていないのが現状である。 4. 08-2と08-3の設問がないので空欄とした。自由意見として、現状の大学の制度は人事、処遇、給料、雇用等すべての面で公務員として硬直した制度である。この制度とそれによって形成されてきた教官の意識とを根本的に変える必要がある。その為にTLOが突破口となる事を願っています。	A	
8-7	教授	教育・研究	1. 必要である。 2. 国立大学協会と文部科学省	A	
8-8	学長	管理	1. 必要である。 2. 文部科学省が設置する「検討委員会」が審議の上、答申する。 3. 複数の研究者-得に所属の異なる研究者を含む-が関与するときに利益相反の判定が困難になるかもしれない。	A	
8-9	教授	教育・研究		D	
9-1	副学長	管理	1. ぜひ必要である。特許出願と学術発表など、まだまだ「利益相反」の事例には「医学部教授」はうとい感が大である。ぜひ啓蒙すべきである。	A	海外では医学系が利益相反への対応の中心
9-2	副学長	管理	1. 個人レベルでの判断には限界があり、可能な限りガイドラインを作成すべき。 2. 大学教官・企業サイドの担当者・事務官・第三者弁護士等で委員会を設けるべき。 3. 個人の倫理的判断に差があるのだから公的な規制を加える必要がある。ただしあまり過ぎるとインセンティブを壊すので、試行錯誤するほかない。 4. 別に倫理面から両者の妥当性をチェックする機構が、大学と企業との間に必要である	A	
10-1	部長長等の長	管理	4. ガイドラインの策定を早急に行うべきである。どのような権限や手順が相応しいか、この方面に詳しいので不明。本アンケート調査の補足説明や資料に挙げられているもの以外には、今のところ思い当たらない。	A	
10-2	助教授	コーディネーション	4. 各大学の自己責任で具体的内容を作り、運用していくことが望ましい。各大学間の情報・意見交換の場を設けるとともに、学外の意見も取り入れることで、リスクマネジメントも行う。国は大枠を基本と示すにとどめて良い。	A	
10-3	部長長等の長	管理	4. 各大学の自己責任で具体的内容を作り、各大学間の責任で実行する。問題が起これば、各大学が全ての責任をとる。リスクを最小にするために、大学連合での研究会を開催する。国は勧告を行う。	A	
10-4	教授	教育・研究	1. 必要最小限のルールにすること。今のわが国のがんじがらめのルールは不要。学者の良心に従って行動。すべてを透明にして、悪いことがあれば通常刑法で裁く。 2. 科学技術創造立国とは、先進諸外国に強い特許を確立すること。海外出願の費用は高い。どうするのかが、中途半端が一番いけない。 3. 科学技術創造立国を国是に掲げるわが国を本当に強くするにはどうしたらよいかの真剣な議論が必要。 4. 信賞必罰。正当に努力し成果を挙げた人が報われる社会へ。才能豊かな人で、正当に努力し活躍できる社会構造へ。透明度を高めて、ルールは必要最小限にする。真にわが国を強くする道をよく考えてガイドラインを作成すること。	A	
10-5	教授	教育・研究	4. 特許出願費用を研究費から支出できる提言をしたい(参考資料添付)。	C	特許出願費用への提言

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類)	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答	
10-6	教授	教育・研究	1. 特許が発明者の個人利益として還元されることをインセンティブにする必要はあまりないのでは？ 特許費用を個人で出すことも現実的には考えにくいし、また個人に利益が還元されることも社会的に容認しにくい。基本的には、産業活性化という広い意味での公的利益のために特許をとるとするガイドラインが望ましいのでは。 2. 社会への貢献という意味で、教育や研究成果、あるいは知識の提供と同時に、大学からの特許がどれほど産業活性化や雇用増大に寄与したか、またその可能性を持つかで評価されるべきでは？ 3. 産学連携における「利益相反」は大変重要な課題であり、頂いた資料を読ませて頂き、考えを整理するのに大変参考になりました。基本的には、特許はそれで保護される生産活動を行っている企業が所有するのが有効なように思います。それぞれ分野を良く理解していないと効果的な特許を取得しにくく、またクロスライセンスのような形で実質的に役立つことが多いです。	A	特許取得の目的を公的の利益に置くべしとの提言
10-6	教授	教育・研究	我が国の大学では、共同研究の場合や、そうでない場合でも特定の企業に譲渡して特許が権利化されてきたことが多い訳ですが、製品化となるという条件が整わないとできないために、この特許がそのまま使われないでしまうことも多いというのが現状だと思います。私の場合には別の企業が製品化に興味を持ち、そちらに権利を移して頂く製品化した場合が有ります。大学の研究成果が産業活性化や雇促進に繋がるために、特許が活きるようにすること、また企業が大学から多くの情報を取得し活性化されるように、あまり制限を設けないほうがよいと思います。また分野によっては、大学教官が自分で特許を管理するベンチャー会社を創るような場合も多くなると考えますが、TLOも含め多様な形で大学の知的財産が活かされていくようにすべきであらうと思います。		(前頁の続き)
10-7	部長長等の長	管理	4. 各大学具体的に作り、大学の責任で実行する。問題が起これば、大学が全ての責任を取る。リスクを最小にするために、研究会等を大学連合で開催する。国は勧告を行う。	A	
10-8	教授	教育・研究	1. 法整備が必要。 2. 文科省(国立大学)。 3. パイプライン法との整合性。教官の義務と権利の整合性。社会利益と大学利益との整合性 4. 利益相反の観点から言うと、大学とTLOがもっと努力すべきである。前者に関しては上述したので後者について述べる。TLOは(多くの場合)企業であるので企業努力が必要である。外(企業・メーカー)に対してだけでなく(学内)に対する特許を集めるための営業も行うべきであらう。ただし、0.1とも関係するが、潜在的な良質の特許は存在するはずである。これを拾い上げる企業努力が求められる一方で、米国特許における「プロビジョン」のように法整備も急務と考える。	A	法整備を指摘 TLOの役割を指摘
10-9	教授	技術移転職務	1. 本調査にみられるような利益相反の具体的な事例とその回避といった一般原則を示す必要がある。その実施細目については各大学にまかせ、違反して社会的指導をあびたところには毎年10年間科研費停止といった実効性ある厳しいペナルティを課す仕組みが必要である。 2. 原則は大学及び弁護士などの専門家がアメリカの例を参考にして作る。実施細目は各大学に委ねる。 3. 職務専念相反と合わせて、その具体的な事例を定める必要がある。 4. 余り前提の所で厳しくするとまた規則が多く作られることに終わってしまうので最大限大学の自主性と問題発生時の重いペナルティの組み合わせにより各大学の工夫を自己規制方式を重視する方向に進んで頂きたい。ただし、そのためのインフラとして各大学に法務的の部署をおく必要があり、そのための財政的の手当てができるような仕組み作りも必要になる。	A	法整備を指摘 実効性のある仕組みを提言 自己規制を重視した(規則が多くならない)方向を提言
10-10	助教授	教育・研究	2. 内閣府(審判官)を世話部門として、産業界・大学/ 産学連携代表でガイドライン作成作業を進めるのが良いのでは。 4. 兼業の場合特に、本業と兼業の区別が難しい点が問題。例えば、兼業を遂行するための、大学内施設サービス利用の区別が難しいので、兼業の企業に一般管理費のような形で、課金するなどの仕掛けが考えられるのでは。高額設備利用では、民間の共同研究利用で賃料を徴収していることを考えると、一般管理費の拡大適用が可能かもしれない。短期的には民間にとって開発費の上乗せに写るので不人気かもしれないが、本来支払うべきコストであるし、透明性とコスト明確化の効果は、最終的には大学のコストの前減につながる。開発総コストは下がる方向につながるのでは。	A	
11-1	副学長	管理		D	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
12-1	部局長等の長	教育・研究		D
12-2	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. 必要。 2. 有識者(学者、企業関係者etc)による会合で根本原則をとりまとめ、具体の運用基準は各大学で決定。	A
12-3	副学長	管理	1. 基本的には各大学等で決めるべきことであるが、一定のガイドラインは必要である。 2. 国大協の下に特別委員会を設け、関係機関と協議しながら案をつくるのが妥当。	A
12-4	助教	コーディネーション	1. 大いに必要と感じる。 2. 国立大学協会。 3. 教官の倫理観を高める運動が必要。	A
12-5	学長	管理	1. ガイドラインがぜひ必要。理由：個別判断で各大学間に判断の違いがあるので防ぐため、1. 利益相反について周知するため。 2. 文部科学省にこの課題を検討するための会議を置く。(構成員：大学教員、産業界、マスコミ委員、文科省、総務省の経済産業省の官僚)：基本的な考え方について、学術会議、科学技術会議の意見を聞く。内容について、地域共同研究センター長等の会議を通して各大学へ流し、意見をきく。 3. TL0などとの関係で大学への忠誠をどう捉えるか。発明の特許による保護(機密性)と説明責任は(透明性)との折り合い。実用化へむけての機動性。	A
13-1	副学長	管理	4. 教官の研究が、金銭的なトラブルを恐れて消極的にならないようにルール明確化が必要である。企業との連携は活発化しなければならないので早急にルールが必要である。	A
13-2	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. 日本においても今後は、産学連携が活発化するにつれて、海外の大学等と同様に利益相反の問題への対処が必要になるのではないかと。仮に国立大学等が法人化した場合、各大学等が一方で公的資金に変えられ、他方で産業界等の私的な機関との知的資源の流通を促進させることを想定すると、利益相反に関する問題に遭遇する可能性が増すので、研究者の行動基準としての利益相反のガイドラインが必要になると思われます。国立大学は独立行政法人化後を指標に入れて、職務発明を個人個人から組織有という方向を打ち出し、発明者に対する発明補償金やロイヤリティなどの緩和策を取っているが、私が危機感を抱き、対応の必要性を強く感じるのは、利益相反のグローバルスタンダードなガイドラインを策定することや社会的・個人的な経済面や待遇などにおいて対応の早急な改善などである。 2. 今後、発明委員会等の委員会で検討する。 3. 非常に難しい問題なので慎重な対応が望まれる。しかし、一方で早急な対応が切望されている。	A
13-3	教授	教育・研究	4. 大学の職員がその研究の中で発明した特許は国が権利を付ける制度にしてもよい。ただしその結果が研究者に還元されるような制度を早く作らなければ研究者は特許申請をしなくなる。	C
13-4	副学長	管理		D
13-5	部局長等の長	教育・研究	1. 大学教官の理性に基づくべきである。ガイドラインの必要性は感じない。 4. 大学教官は何をなすべきか、どんな行動をとるべきか、一人一人しっかり認識する必要がある。教官選考を研究業績だけでなく、本人の資質をしっかり評価して実施すべきである。	B
13-6	部局長等の長	管理	1. 必要だと思う。 2. 国立大学に関するものは、文部科学省が主体となって進めるべきでないか。	A
13-7	教授	教育・研究	1. 必要である。 4. (08以外でした)大学教官などの出願に対し、費用低減、期間短縮など考慮する必要がある。	A
13-8	部局長等の長	管理	4. 産学連携は今後、推進させるべきであるので、教官が研究に従事できるように、明確なガイドラインが必要である。	A
14-1	教授	教育・研究	1. 社会的に要求される段階に来ていると思う。 2. 第3者を入れた大学関係者で組織した。	A
14-2	教授	管理		D
14-3	部局長等の長	管理	1. 必要である。 2. 大枠については文部科学省	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
14-4	部局長等の長	教育・研究	1. 個人の判断は不明確であり、ガイドラインを作る必要がある。 2. 国全体の問題として、第3者機関がルール作りをする。 3. 有用特許を活用できる道を、TL0業を活発化して作る。 4. 大学があまりに企業に結びついて、金もうちに明け暮れるのはいかがかと思う。しかし、有用特許を評価して、その利益を教官個人に還元する道を広げることがは賛成である。	A
14-5	教授	教育・研究	4. ご苦労様です。大切なことですので、まどめを期待しています。	A
15-1	副学長	管理	1. 是非作って欲しいと思います。 2. 研究者が中心になると甘くなる可能性があるため、法人化が進んでいるアメリカ等を参考にし、現場を知っている人と法律関係の人も入って作るのがよいと思います。	A
16-1	助手	コーディネーション	1. 必要である。 2. 具体的なイメージはないが、まずは個々の機関で試行錯誤しつつ、随時報告会の場ケーススタディを持ち寄って議論し、数年がかりでよりよい途を模索していくのが現実的だろう。 3. 上記したような報告会(産学連携に関する学会)の設置と定例化が望まれる。	A
16-2	助教	技術移転業務	1. 必要。 2. 現状では国大協で基本的ガイドラインを作成し、各大学でその実情に合せて細部の検討。 3. 大学法人化後のあり方。	A
16-3	教授	教育・研究	1. 必要。 2. 国大協等で最小限のガイドラインを作成し、各大学がさらにそれぞれ独自に肉付けをする。 3. 特許の組織帰属を原則とすべきである。	A
16-4	部局長等の長	管理		D
16-5	教授	教育・研究	1. どのような方法が良いものか分かりませんが、ガイドラインは必ず作成すべきと思う。 2. 私は特許に関係するような実験を幾つかしております。東京高裁にも特許紛争で出向いたことがあります。日本の企業は極めて汚い、否、程度が低いと云った方が合っているとも云えます。役に立ちたいと思うと形振りかまわず潰しにかかります。それを防ぐためには、TL0の技術レベルには、かなり高い人材を集めることが望まれます。したがって、大学のTL0で研究ガードできるまでに成長させるには、長い時間を注く必要があります。	A
16-6	部局長等の長	教育・研究	1. 必要。 2. 国立大学協会。 3. 法人化後の取り扱い。	A
16-7	教授	教育・研究	1. 明確なガイドラインが必要である。その審判機関の設置も重要である。 2. 偏りのなり組織で作業を進めるべきである。その組織には関係当事者と思われるもの全てが含まれるべきである。国はその活動費の助成をするべきである。 3. 国立大学の時代と独立行政法人になってからは事情が変わってくると思う。夫々の時期について検討が必要。問題は不慣れた教官と忖度規定の事務局との意識改革である。 4. 危ないものは全部やめ、安全第一ということになれば世の中変化に対応できなくなる。脱皮すべき時に脱皮できない蛇は死ぬ。大学という社会的存在についても蛇と同じ事が言える。個人個人にいても同様である。しかし、何をやってもいいという野放し状態では社会が大混乱する。脱皮すべきでない蛇と同様に生命を失う。その中間ラインにある明確な行動規範が必要である。	A
16-8	助教	教育・研究	1. 必要であると思う。	A
17-1	部局長等の長	教育・研究	1. 大学の独立行政法人化に伴って、どの様に身分が変わるかに依存するが、同じ身分のままであるとすれば、国家公務員であるがゆえにルール化は必要であろう。 2. 文科省。 3. 教官を外資導入(外部資金導入)、教育専念、マネジメントの3つ分類の必要がある。一人三役は、個人にとっても大学にとっても大きな損失である。	A
17-2	副学長	管理		D
19-1	部局長等の長	管理	1. 利益相反の概念はなんとなく知っていましたが、改めて勉強してみてもっとガイドラインを設けておくことが必要と思います。個人や企業の利益が問題になることはなるべく避けるべきだと思いますが、民間企業との結びつきによる活性化はぜひ必要と思います。	A
19-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		D
19-3	学長	管理		D

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)		
	現役職	現在の仕事の重点				
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答		
19-4	19-4	部長等 の長	管理		D	
20-1	20-1	学長	管理	1&2. ある程度のガイドラインの制定は必要と考える。大筋は、幅広い階層からの委員で成り立つ国の委員会を検討し設定すべきであろう。しかし、細部は、大学の自主性に任せるべきである。その運用状況を社会が評価するシステムを整備することによって訂正なガイドラインとして運用する必要がある。 3. 大学人の活動は、その成果に対する“見返り”を期待して行うものではないと考える。それを実現するためには、社会全体が人間社会における大学の存在の必要性に意義を見だし、大学人の自由な活動の必要性を認めることが必須である。こうした状況を実現したうえで、経済的利益を追求する行動には、積極的に参加しないことが重要と考える。こうしたことを実現しないと、時代を超えた価値観や画一的でない価値観が育ちにくく、本心に独創的な発明や発見がされなくなる危険がある。・発明・発見は、人類の知的欲求を満たす行動の帰結としてなされるものでないし持続的な発展は望めない。加えて高い志が必要である。歴史の中で、競争から独創的なものが生まれた事実は少ない。独創的なものをはくむ環境は、競争環境とは別である。	A	大学の本质、機能に関する指摘。大学人の経済活動からの隔離も必要
20-2	20-2	副学長	管理	1&2. ある程度のガイドラインの制定は必要と考える。大筋は、幅広い階層からの委員で成り立つ国の委員会を検討し設定すべきであろう。しかし、細部は、大学の自主性に任せるべきである。その運用状況を社会が評価するシステムを整備することによって訂正なガイドラインとして運用する必要がある。 3. 大学人の活動は、その成果に対する“見返り”を期待して行うものではないと考える。それを実現するためには、社会全体が人間社会における大学の存在の必要性に意義を見だし、大学人の自由な活動の必要性を認めることが必須である。こうした状況を実現したうえで、経済的利益を追求する行動には、積極的に参加しないことが重要と考える。こうしたことを実現しないと、時代を超えた価値観や画一的でない価値観が育ちにくく、本心に独創的な発明や発見がされなくなる危険がある。発明・発見は、人類の知的欲求を満たす行動の帰結としてなされるものでないし持続的な発展は望めない。加えて高い志が必要である。歴史の中で、競争から独創的なものが生まれた事実は少ない。独創的なものをはくむ環境は、競争環境とは別である。	A	
20-3	20-3	助手	教育・研究	1. ガイドラインの重要性は強く感じる。 2. ある機関が一つのルールを作るのではなく、現在活発に産学協同の研究開発が行われている大学を数ヶ所選び、そこで用いられているガイドラインを、規制がある項目もなし項目も含めて、他の大学に公開し、各大学は主体的に実状にあわせて修正を加えてガイドラインを作る。そしてその結果をまた他大学にフィードバックさせるよう情報公開してどうかと思う。 3. 規制を増やしても活性や効率を下げないようにすることが課題であると思う。	A	
20-4	20-4	19-4	部長等 の長	管理	A	1. ガイドラインが必要である。 2. 文部科学省が主体となって作業を進めるべきであろう。
21-1	21-1	21-1	副学長	管理	D	
21-2	21-2	21-2	副学長	管理	D	
22-1	22-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		A	1. 研究者の逸脱行為も想定されることから、ガイドラインの策定は必要と考えられる。 2. 関係省庁、当事者側(教官サイド・企業サイド)、弁護士等の構成員で検討委員会を設け作業を進めるべきと思う。 3. 夫々の立場から思惑が出てくることも必生のことから、関係省庁の調整が必須と考えられる。
22-2	22-2	22-2	副学長	管理	A	1. 是非作成して欲しい。 2. 主体的には文科省がこの利益相反プロジェクトチームに作業を委託し進めるべきであろう。 3. TLOを立ち上げるまでも、特定企業が関与する場合、その提携関係が継続し、利益相反が起こる可能性がある。
22-3	22-3	22-3	副学長	管理	A	1. ガイドラインは必要だが、運用のためでき得るだけ簡潔にすべきである。
24-1	24-1	24-1	助教授	コーディネーション	A	1. ガイドラインはぜひ必要。 2. 広く人を集めて機関を作る。国立大学共同研究センターの人材も主要な役割をしてもらう。 3. 現在、このことを知らずに各自、自由に行っている。ガイドラインができた時の周知徹底させることが大変だと思う。

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)					
	現役職	現在の仕事の重点							
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答					
24-2	24-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		D				
24-3	24-3	24-3	教授	コーディネーション	A	1. 当然必要である。これは大学が独自の運営形態・組織の独立性を有しているならば必然的に発生するものである。日本の大学は自主的運営をしていないのでこのようなことが問題となる。 2. 各大学が自主的にやればよい。ただし、制度的な不備、法的な仕組みを是正してからである。 3. 現在のわく組みの中でとらえるなら、ひとつひとつ問題点を抽出して、それに対する対策をとることになる。この場合は、政府組織で指導する必要がある。 4. 19世紀ドイツ型モデルに基づいた日本の大学では、20世紀後のアメリカ型モデルの大学への移行は容易ではない。それを推進するためには、大学の理念の変更に、教官の再教育が必要となる。学部長や学長を選挙で選ぶ手法をとる現大学にそのような大変革はとうてい期待できない。この根底部分の理念の認識なくしては、利益相反を正しく理解できないし、またその問題解決への糸口もみつからない。個々の対策をするだけの現在の大学では、根幹となる大学への忠誠心など育つはずもない。従ってこのアンケートをとる意味がうすいという感じがしてならない。		本アンケートは法人化を念頭にしたものである。法人化は国立大学の改革の機会である。	
24-4	24-4	24-4	教授	教育・研究	A	1. 必要あり			
24-5	24-5	24-5	19-4	部長等 の長	管理	A	1. 必要あり。 2. 国立大学協会内の機関。 3. 法人化と並行して決めておくべき。		
24-6	24-6	24-6	学長	管理	A	1. 必要である。 2. 法人化の検討状況を踏まえ、法的整備をまず図が行う。			
25-1	25-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		A	1. 必要である。 2. 文部科学省において作成的基準を設け、その基準によって各大学が主体的に作成する方法が有効ではないか。			
25-2	25-2	25-2	副学長	管理	A	1. 大学が「公正」を保ち、社会に対する説明責任を全うするために、ガイドラインは必要である。 2. 産業界の視点だけでなく、学術研究全体への振興、教育などの視点も加えて検討しなければならない。倫理面からの検討も必要であろう。大学関係者、納税者、企業関係者などの幅広い階層で検討すべき。 3. 企業間利益対立、国益と国際利益の対立、産業界利益と市民利益の対立など集団間の対立の問題。教育活動と研究活動への資金・努力・時間との配分などでの対立問題。 4. 学術研究や高等教育は、現代社会の中で極めて多面的な役割と意義を持っている。産業界への貢献はその一部であり、大学の多面的な使命の中に相対比して位置付けるべきである。全体の使命達成が損なわれることのないよう、特に社会の公器として維持すべき大学の公正さが失われることのないよう、私企業と取り結ぶ関係のあり方については、深い検討が必要であると感ずる。		利益相反への取組みは学術と教育の視点も入れている。検討が必要。利益対立構造の多様性を加味した検討を示唆	
25-3	25-3	25-3	助教授	技術移転業務	A	1. 必要である。 4. 第三者の構成メンバーを含む学内の判断審査機関を設け、公平な見地から判断すべきであると思う。			
25-4	25-4	25-4	19-4	部長等 の長	管理	A	1. 必要である。 2. 文部科学省で大枠を設定し、それを基に各大学で設定する。 3. アカウンタビリティが重要。情報公開法に基づく情報開示請求にも耐えられる様なガイドラインの設置が急務である。		
26-1	26-1	26-1	26-1	教授	教育・研究	A	1. 必要。 2. 民間企業の代表、大学、国という順序をなす機関の設置が望ましい。国の規制主義は何の成果も得られない。 4. 大学人はその資質を認められて現在の職に就いた。したがって基本的には無償で国家と人類の役に立つことが必要。しかし、超大学はなりふり構わず学問の成果と資源を独占しがち。せめて研究費の獲得ぐらいいは許してやる事が必要。個人的利益は産業にも人にもよるが、やる気を失わ社社いよよを認めなければ		教員のノブリス・オブリスの視点を指摘
26-2	26-2	26-2	19-4	部長等 の長	管理	A	1. 必要性がある。 2. 国立大学の場合は国が中心に作業を進めるべきと考える。 4. 利益の配分率を考える必要があると思います。(これまであまり考えた事がないので回答が質問の趣意とかなっていないか不安ですが、一応現時点の判断事項として御回答申し上げます。)		
26-3	26-3	26-3	19-4	部長等 の長	教育・研究	A	1. 何らかのガイドラインが必要であるが、難しいと思う。 4. 以上の意見は私個人の意見であり、学部内の意見をまとめたものではありません。念のため。		
26-4	26-4	26-4	19-4	部長等 の長	管理	D			

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類)	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
26-5	助教	コーディネーション	1. 緊急に必要である。 2. 文部科学省が主体的にガイドライン(案)を作成し、各大学に示す。その上で、大学側に自主的なガイドラインの策定を促す。 3. 産学連携をさらに活性化するための、研究者のセーフティーガードとなるような運営方法。	A	利益相反のガイドラインは本来安全弁的な性格でそれを指摘
27-1	教授	教育・研究		D	
27-2	教授	教育・研究		D	
27-3	部局長等の長	管理	1. 必要である。早急に作成すべきである。 2. 現在、調査、検討を進めているグループを中心として。 3. TLOと社会の利益相反は存在しないのか？ 大学と社会の利益相反は存在しないのか？ 4. 従来、国立大学教員の発明は、原則個人有という考えを基本としてきたが、近年、特にTLOの出現以降、いろいろな問題(個人有でも、TLOを必ず通しなさい、利益相反など)、が出てきたように思う。TLOを過せば全ての問題が解決するわけでもなく、組織有にしても、同様と思う。したがって、あまり急激な変化は、教員に戸惑いを感じさせるだけで、好ましくない。	A	
27-4	部局長等の長	管理	1. 必要。 4. 多忙な人達にアンケートを行う時には考慮が必要だと思います。	A	
27-5	研究協力部/産学連携担当	研究協力事務	1. 国家公務員のモラルは社会的にも話題になっており、今後もっと注目されるはずである。きっちとしたガイドラインは必要だと思う。 2. 大枠は文部科学省が 各大学にどう指導するか、大学はそれを各教授にどう伝えるか具体的な方針を検討すること」だと思いが、経済産業省も企業間のモラルに罰則規定を与えるなどの企業から教授へのアプローチの決まりを決めをしっかりとするなど文部科学省との連携も重要になってくるのではないかとされる。 3. 現在の教授と企業の関係り方をどう変えていくか、大学に特許を出すことのインセンティブや教授が企業に利用されないように防ぐ有効的な手段を考える必要がある。そのためにも、TLO活動に対し、人員を増やす、制度を柔軟にしていくなどの対応も考えなければならぬと感じる。 4. このアンケートがどのような形で反映されるか期待しています。	A	
28-1	副学長	教育・研究	1. ガイドラインの検討が必要。	A	
28-2	助教	コーディネーション	1. 必要。 2. 人事院(システムとして日本の大学は均質上から各大学で検討するのは無駄と思う)・教員及び産業界のモラルの向上をいかにして行うか。	A	
28-3	学長	管理	4. 地域共同研究センター概要：民間等外部の機関との共同研究推進等により、本学における教育研究の進展を図るとともに、地域社会における技術開発及び技術教育の振興に貢献する。・組織：センター長(併任)、専任教員(1名)、客員教授(9名)、コーディネーター(4名) TLO設置計画：琉球大学技術移転機関設置検討委員会を設置し、TLOの立ち上げが可能かどうか検討中である。産学連携・協力推進サミット会議：昨年度は本学創立50周年を迎え、記念事業のひとつとして産官学サミット会議を開催した。今後も産官学の連携を深めるべく関係機関等と調整を図りながら、大学の研究成果を地域に還元するよう努めていきたい。	C	
28-4	副学長	管理	1. 教員の研究活性化を視野に入れたガイドラインを確立する必要がある。 2. まずは大学内のしかるべき委員会等において検討すること。 3. 研究を通して関係の深い教員集団との意見交換を十分とって、教員は大学と企業との関りについての規定を審議すること。	A	
28-5	教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要と思う。産学連携の推進は望ましいが大学の研究は広く社会に還元すべきものと思うので、不透明でないものにしたい。 2. 現在のところでは、手続等は研究協力課を中心にやることだと思う。ガイドラインの検討は各大学での検討よりも全体(国レベル)で設定して統一性を持たせる必要がある。 3. 産学連携は重要ではあるが、研究の独自性があってのことである。研究費獲得のために連携がなされかねないところもあり、研究者のシレンととなる。特に基礎的な研究分野ですくなく成果(産への)がなくても連携出来るようなものも望まれる。	A	
28-1	部局長等の長	教育・研究	1. 必要	A	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類)	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
28-2	教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要。 2. 議論では進まない。具体例が必要。 3. この種の問題はいつも起こってくるのではないかと。 4. 大学の教員が大きいものとなるよう希望。	A	
28-3	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. 利益相反に関してはグレーゾーンが多いまま、どんだん企業等とのつきあいをする教員もいれば、疑念もたれることへの煩わしさから全く社会還元し消極的な教員もいると思われる。一定のガイドラインを作り、ここまでは許容される、というラインを明確にした方がよい。基本的には法人化の際に本学一各大学でそれぞれ作成すればよいのではないかと。 4. 大学の教員が大きいものとなるよう希望。	A	
28-4	部局長等の長	教育・研究		D	
28-5	部局長等の長	管理	1. 必要 4. 大学が民間企業から資金を導入したり、大学での研究成果を国内産業の発展に利用したりすることは今後ますます必要になると思う。しかし、大学における教育・研究を歪曲させたり、自由な発想を妨げたりすることのないようにしなければならぬ。また、産業にはあまり関係はないかもしれないが、学問領域としては重要な分野も多いので、国や大学はこれらの領域における教育や研究にも配慮が必要である。このようなことを考慮して、国や大学は利益相反などの問題について認識を深め、ガイドラインを作成することが必要と思う。そして研究者(大学)が、多くの人の認めるルールに基づいて行動すべきと思う。	A	
28-6	副学長	管理	1. 必要あり。(1) 発明が個人に帰属するか、国に帰属するか。(2) 対象の問題、(3) 倫理性、(4) 特許先への対応など多々 2. 文部科学省。4. 我が国における国立大学研究者の頭脳を大切にしない海外の企業や研究機関に流れてしまふ危険性がある。ガイドラインの作成にあたっては、flexibleな考え方を要望します。	A	ガイドラインに取り上げる項目を示唆
28-7	部局長等の長	管理	1. ガイドラインを作るとしても内容が重要。 4. 厳格性を保てる風土があるかどうか疑問	A	厳格性が保てるかどうかは重要な指摘
28-8	教授	教育・研究	1. ガイドラインの策定は不可欠である。まず、利益相反に対応するためのガイドラインの「一般原則・基本的方針」の決定を図り、それをつけて、個々の状況毎に可能なオペレーショナルな指標(ガイドライン)を設置すべきである。 2. ガイドラインの性格上、関係省庁、大学、および産業界からそれぞれ代表者を選ん「ガイドライン策定委員会(仮称)」を設定し、そこで具体的な指針作りを行うべきである。 3. ガイドライン作りの主体者が誰になるか、その構成員をどうするか最も重要かつ困難である。	A	ガイドライン作成手順を示唆
28-9	教授	教育・研究	1. 必要。 4. 日本は「契約」に対する厳格さが文化に根ざして甘く、職務規定や役割、権限の規定が欧米に比べて不透明であると考えられる。したがって欧米流の利益相反を議論するならば、先に規則の整備を山ほどやらねばならないはずであり、それに手を付けなければ、日本で考えるべき利益相反は欧米におけるその基本概念と基本的部分で少し変えざるを得ないのではないかというように思う。今回の設問でも、appearanceを議論する前に、あって当然の規則を作ったらどうかと思うのが見られる。	A	日本の契約文化の甘さがあるのと欧米とは違つた利益相反の基本概念でとりかまねばならないとの指摘 規則を作るのが先決との指摘

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)	
	現役職	現在の仕事の重点			
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
31-1	教授	コーディネーション	1. 何が起って、産学連携の推進に水をさすことにならないために是非とも必要、ガイドライン作成の努力をせず不祥事が生じればそれは国としての怠慢にろう。ガイドラインをつくるのが産学連携に思いついて取組める要因になるだろう。国民の目にも健全に写ること、それを意識して大学教員が教育研究と産業界を両立させることを深く考える切掛けにもなる。資料のネイチャーの方針にあるように、我が国のアカデミックコミュニティーだけが利益相反に無関心で、ガイドラインもなしという訳には行かないだろう。2. 文部科学省が適切な大学関係団体や協議会に検討させる。また、公的研究資金の配分機関が納税者へのアカウントビリティーという観点からガイドライン作成へのイニシアティブをとる。産業・経済界でも検討をする。そのような幾つかのセクターの意見を調整して我が国の文化に合ったガイドラインを作る。3. 我が国の「終りよければすべてよし」とする文化の中で納得の行く自主規制的なガイドラインを作ることは非常に困難を伴うことが予想される。最も高度な政策課題と考えるべきであろう。4. 利益相反への取組みはともすればネガティブな感じに受け取られかねないことを関係者は絶えず意識しておく必要がある。	A	我が国だけが利益相反への対応がないことは国際的にも通用しないとの指摘 我が国に合致したガイドラインを示唆 我が国での自主規制的なガイドラインの難しさを示唆
31-2	助手	教育・研究	1. 大学教員による特許出願が手軽にできる体制を整備するのが第1で、利益相反のガイドラインはその体制の整備の後でも遅くはない。2. 機関は第三者を含む大学・企業からの独立組織が理想だが、トップダウン方式で作成するのではなく、現場からの声を充分聞き入れたボトムアップ方式をも採用すべきである。現場からの声を充分聞き入れたボトムアップ方式で判断すると結局どう対処していいかわからないといったガイドラインたり得ないものが多い。3. 一定の指針は必要と考えるが、あまりに規制が多いと逆に大学での自由な研究を阻害する可能性がある。特許出願体制も含めて、自由に迅速な研究活動を阻害せずに支援する産学連携体制を整えてほしい。	B	
31-3	助教授	教育・研究	1. 個人の利益から法人の利益、大学の利益、国の利益と複雑に絡み合った問題を各研究者や各大学の倫理観だけを根拠に判断するのは不可能。また各研究者や各大学での対応がまちまちだと将来大きな不公平を生む原因になる。倫理観の甘い人や大学は得をして、きっちり守るとする所は損をするのでは遅い。各研究者、各大学に一定の歯止めを掛けながら、科学技術の進歩を促すには国全体でうまく利益をコントロールしなければならぬので、国主導でガイドラインを制定する必要がある。2. 文部科学省と人事院が他の倫理規定と同様にガイドライン策定を進めるべき。3. ガイドラインが足かせになって国際的な競争で負けてしまわないような工夫が必要	A	
31-4	教授	教育・研究		D	
31-5	教授	教育・研究	1. 必要だとは思いますが、いわゆる「不文律」の様な形で運用できれば、アカデミックには格好いとおもいます。2. 果たして日本の個々の国立大学に当事者ないし主体として機能する実体があるのか疑問に思っています。したがって、公務員としてはともかく、大学に対して忠誠を尽くすという概念には曖昧なところがあると感じています。3. 大学の独立法人化と密接に関連した問題だと思っています。	A	
31-6	助手	教育・研究	1. 必要。2. 具体的な名前は挙げられないのですが、事情を理解できて、内外の事情に適している人(日本人に限定せず)を中心にすべき。手順は、まず日本の状況に最も適合する海外のガイドラインを適用する。合わない所は修正し、問題が生じたその都度議論して改正する。3. 大学と企業への周知の徹底。違反者の処罰。4. 産学連携がもてはやされているうちに、早急にガイドラインを作成すべきだと思います。	A	産学連携の議論がホットなうちにガイドラインを作るべしとの示唆
31-7	教授	教育・研究		D	
31-8	教授	教育・研究	1. まだわが国ではこの概念が微弱で、個々の教官の判断に任せるのは危険があり、是非ともガイドラインを整備することが必要である。2. 大学全般にわたる問題なので、文部科学省で行うべき。3. 文部科学省で整備するにも時間がかかり過ぎるので、本学で先生を中心に啓蒙活動を活発に行っていくべき。	A	
31-9	助手	教育・研究		D	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)	
	現役職	現在の仕事の重点			
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
31-10	助手	教育・研究		A	1. ガイドラインは必要 2. 国の機関と大学関係者 3. 個人あるいは立場による意見相違
31-11	教授	教育・研究		A	1. あった方がいいと思う。2. 地域共同研究センターなど 3. ガイドラインをいかに守かが鍵となる。
31-12	教授	教育・研究		D	
31-13	助手	教育・研究		D	
31-14	助教授	教育・研究		D	
31-15	助手	教育・研究	1. 上述のような数々の質問があるので、ある程度(必要最小限)あった方がいいのでは? 2. 本学アドバイザー委員のような構成(教職員と企業)で検討されては如何でしょうか?	A	
31-16	助教授	教育・研究		D	
31-17	教授	教育・研究		D	
31-18	教授	教育・研究		D	
31-19	教授	教育・研究	1. 必要 2. 文部科学省	A	
31-20	助教授	教育・研究	1. 必要である。2. 各大学が独自に定めるべきである。3. 公正な判断を行えるスタッフの確保	A	
31-21	教授	教育・研究		D	
31-22	教授	教育・研究	1. 緩やかなガイドラインをフレキシブルに適用 3. 早く成功例を皆で盛り立てて見えるようにすべき	A	
31-23	教授	教育・研究		D	
31-24	教授	教育・研究	1. 理学畑にいたのでこの種の問題には疎いですが、今後応用も視野に入れた研究も考えていますので、ガイドラインの必要性を感じます。本人が意識せずに利益相反の問題に抵触する可能性があると思いません。	A	
31-25	助教授	教育・研究	1. 必要 2. 各大学で決め、それをもとに大枠を議論すればいいのではないかと。また、大学によって細部での運用ルールが多少変わってもいいと思う。	A	
31-26	助手	教育・研究	1. 必要	A	
31-27	助教授	教育・研究		D	
31-28	助手	教育・研究		D	
31-29	教授	教育・研究	1. 必要あり 2. 大学(どのようなガイドラインを設けるかによって、大学の独自性を打ち出すことができるかもしれない) 3. 研究成果によって直接的に得られる「個人的収入」と「研究費」、その両方を認めるのか。認めるとしてその限度は?	A	
31-30	教授	教育・研究		D	
31-31	教授	教育・研究		D	
31-32	助手	教育・研究	4. 特許申請を優先するあまり、大学の教員間の最新技術に関する情報交換が活発に行われなくなると心配です。	C	オープンな研究情報の交換が阻害される事は利益相反
31-33	助教授	教育・研究	4. 複雑な問題で解答に困る(アンケートの内容)問いばかりと感じました。即ち大学教員として利益相反を考える機会をさらに多くしないといけないのだと感じました。特許化や共同研究については、より専門性の組織や部門の構築(特に専門の人材の常駐)が必要かと思えます。気軽に相談出来、即答できる組織が作れると良いかと思えます。	C	
31-34	教授	教育・研究		D	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)	
	現役職	現在の仕事の重点			
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
31-35	助手	教育・研究	1. 必要性だが、どういう内容にすべきが十分な検討を要する。 3. 国の利益を守るとしすぎると、企業が大学に近づかなくなり、長い目で見て国の不利益になるかもしれない。バランスが重要である。	C	
31-36	助手	教育・研究	1. 必要。 2. 国(文部科学省)、大学、企業の代表者により構成された機関が進めるべき。 3. ガイドライン作成の過程を含め、国、大学、企業、更にこれに関わりがない人々にも、積極的に情報公開をし、理解、同意を得なければ、「知らない」がための、誤解や批判がでることが考えられる。 4. 研究者の立場から見れば、研究の妨げになるような不自由な制度は、作って欲しくない。ただし、誤解が生じないように、詳細なガイドラインの制定は必要。	A	一般社会人への理解(アカウンタビリティ)への配慮を示唆
31-37	教授	教育・研究	1. 判断基準となるようなガイドラインは必要。	A	
31-38	助教授	教育・研究	1. これまでの設問でのコメントにも書きましたが、雇用規約に準じるガイドラインが(強制力を持たせるためには)必要だと思います。 2. 具体的なガイドラインの内容については各大学毎に考えや特徴があってよいと思います。(国が1つの基準を定めるような性質の問題ではないと考えます。) 3. 強制力を持った利益相反の判断・決定機構を成立させること。	A	雇用関係のガイドラインの必要性を示唆 利益相反の判断・決定機構の必要性を示唆
31-39	助教授	教育・研究		D	
31-40	助教授	教育・研究	1. 必要。 2. 大学主体で。	A	
31-41	助教授	教育・研究		D	
31-42	部長長等の長	管理	1. 必要と思う。 2. よくわからない。	A	
31-43	教授	教育・研究	1. ガイドラインはあったほうがよい。 4. 国立大学のあり方と関連してきます。	A	
31-44	助手	教育・研究	1. 必要である。早急にルールを作ることが、教員の特許出願を促進することになるかもしれないと思う。	A	ガイドラインは特許出願を促す可能性
31-45	助教授	教育・研究		D	
31-46	助手	教育・研究		D	
32-1	副学長	管理	1. 私の所属している 大学では特許等の出願は少なく直接的にこのような問題に直面していないのが、何らかのガイドラインは必要であると考えている。特に大学の法人化や外資企業導入の誘発化に伴ってこういった問題が発生すると予想される。	A	
32-2	部長長等の長	管理		D	
32-3	部長長等の長	管理	1. ガイドラインが必要なことは明らか。但し、具体的なアイデアはない。	A	
33-1	助教授	コーディネーション	4. 現在、大学と教官の間に明確な(文章化された)雇用契約が無い以上、一般的な(常識的な)義務以外は期待できないと思います。したがって本アンケートへの答は常識的(国立大教官としての)なものとしがなりません。今後、法人化の時点できちんと雇用契約(利益相反を考慮した)が経るのかどうか、はなはだ疑問です。	C	前提になる雇用契約がないことを指摘
33-2	副学長	管理	1. 必要と思われる。 2. 理想的に云えば、中立かつ公正な第三者機関、但しどうするか具体的なアイデアなし。 3. 多くの試行錯誤が必要と思われる。 4. 我が国では今迄「形のない」発明とか云った事に正当な評価をすと云った事が希薄であったように思われる。今後経験をかさねて社会全体の枠組を整備する事が必要と考えられる。	A	
34-1	助教授	コーディネーション		D	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)	
	現役職	現在の仕事の重点			
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
34-2	教授	教育・研究	1. ガイドラインは是非作るべきと考えます。 2. まず、参考資料に見るように各国(特に米国)の事情を調査し、情報収集と分析が必要でしょう。国立大学協会を中心に進めるのが良いと思います。 3. 特許取得が大学教官の大きな関心事となれば「利益相反」の問題が大きく浮上するでしょう。何よりも透明なルールの確立と研究活動における倫理観をいま一度考え直す作業が必要と痛感しました。	A	
35-1	助教授	教育・研究	1. 必要だが、フレキシブルに対応できる余地を残すべき。 2. 書プロジェクトと文部科学省が連携してガイドライン案を作成なさると良いのではないのでしょうか。 3. TLOがベンチャーの株式を保有し、そのベンチャーに特許ライセンスする場合はルールをどのように定めるかを考える必要があると思います。 4. 米国の大学では、研究担当の副学長が利益相反問題の最終判断を担っている場合が多いですが、日本の各大学にもそのような役回りの人が必要だと思います。	A	利益相反の判断のオーソライゼーションのしきみの必要性を指摘
37-1	副学長	管理	1. 是非必要である。 2. いくつもの省庁にわたる問題であるので、総理府ないし総務府が担当して適当なコミッティーを立ち上げる検討し、ガイドラインを作る必要がある。 3. コミッティーでガイドラインを作ったら、パブリック・コメントを得て最終決定をし、それを周知させる。国立大学法人の大学との関連について、疑念が生じないように配慮する、必要がある点を強調しておきたい。	A	
38-1	助手	教育・研究	1. 明確かつ具体的なガイドラインを早急に作成する必要がある。 2. 国の機関等が設定し、全国共通のものとする。	A	
38-2	助教授	コーディネーション	1. ガイドラインは必要。 2. 参考となるガイドライン案を基に各大学において検討、制定する。 4. 国家戦略上の利益相反に関するガイドラインではなく、いかに人類の福祉と進歩に寄与するかという観点に立った透明なルール作りが重要。	A	
38-3	助手	教育・研究	1. トラブルを防ぐためにもガイドラインの作成は必要(今後の産官学の益々の連携を考慮すると) 2. 文部科学省などがリーダーシップを取り、各大学の地域共同研究センターもしくはTLOなどを介して産官学連携のシステムを確立する 3. よりフレキシブルな産学連携、産学内での当事者たちの意識改革	A	
38-4	部長長等の長	管理	1. 利益相反の問題の存在を記述する程度でよい。このような問題は余りクローズアップすべきものではない。公務員倫理法と同様に、先進的な活動著しく制約する危険性がある。 3. 先進的な活動の腰を折るようなことの無いように留意すべき。	C	
38-5	助教授	コーディネーション	1. 必要性は認めるが、その前提として、産学連携に関わる諸活動や便益等について、国立大学教員の公務員としての職務に依る義務・権利内容を明確かつ詳細に確定すべきである。現在の公務員制度の枠内では困難ならば、国立学校法人化の際に法人職員としての義務・権利内容を確定すべきである。 2. 基本的には、各国立大学で法人化後における教職員の人事制度の在り方を検討する中で、上記の問題を検討すべきである。法改正にも関わらず、各大学の意見を元に文部科学省や国大協で意見集約・調整を図るべきであろう。 4. 利益相反問題の根本は、国立大学が国費により直接運営されているという運営形態の問題にある。今後、国立学校法人化に伴い、現状の国費直接投入方式と私大に対する国庫補助による運営支援方式との中間的な形態に移行することになると思われるが、そうすると国立学校法人の従業員である教職員は国あるいは当該法人のいずれに対し忠誠義務を負うのか、いずれとの間で利益相反が生じるのか、法令上の考え方、位置付けを明確にしておくはならない。	A	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
38-5	助教	コーディネーション	国立学校法人に対し忠誠義務を負う考え方で統一すべきであるが、各法人の間で処分されるべき利益相反行為の構成要件について人事規定上どの程度まで統一するのか、個々の職量に委ねるのはどこまでか、検討しなくてはならない。一国立大学における検討には限界があるので、早急に文部科学省ないし国大協が方針を打ち出すべきである。なお、現在の法人化論議でわかりにくいのは、国立学校法人が国庫補助を受ける私立学校の運営主体と実質的にどのように異なるのか、国立学校法人の教職員は、「全体の奉仕者」たる公務員概念に近じむのか、明確な結論が出ていないことにある。私立学校教職員に近い位置付け(非公務員型)にした方がすっきりすると思われる。国庫補助に係る国に対する責任については、当該国立学校法人の運営責任(教職員管理の使用者責任を含む)を問えば十分である。	(前頁の続き)
38-6	学長	管理	1. 問題の存在を唱えることは必要であるが、禁止令的ガイドラインにすべきではない。4. 社会貢献という視点を最重要視すべきであり、創造的活動を制約するものであってはならない。	A
38-7	部局長等の長	管理	1. 大まかなアウトラインは必要。2. 各機関レベルで専門の委員会を作る。4. 出来る限り研究者の自主性を尊重するものでなければ、有意義に制度が機能しないであろう。これまではかたくて足りすぎた。能ある人物が出来る限りめくられるような制度に改めるべき。	A
38-8	教授	教育・研究	1. 何らかのガイドラインは必要だが、研究者の権利をもっと明確にして保証すべきだろう。2. 産・官・学の対等の立場で、特別な協議会を設けて、時間を切って、早急に結論を出すべきだろう。	A
38-9	部局長等の長	管理		D
38-10	教授	教育・研究	4. 本学ではTLOが設置されました。Q8に関連する議論は現役の発明委員会とTLOの関係をどう規定するかに関わっていて、今後早急に検討すべき問題です。しかし、関係者は独法化との関連で情報不足により判断をたもっているのが現状かと思われます。	C
38-11	教授	教育・研究	1. 公務員の立場と企業より報酬を得ること(あるいは特許により報酬を得ること)とを混合されないようにする必要がある。2. 最終的には政府により決定されるとしてもより現実的なガイドラインとするには大学レベルでの案を政府に答申するのがよい。3. 研究成果に対する教員、学生の寄与をどのように評価するかはひとつの課題である。一般的には寄与の割合をどのように定めるか。	A
38-12	副学長	管理	1. 産学連携は重要であり、今後とも積極的に進めていく必要があるが、社会から疑念を招くような事があってはならない。利益相反について教員間の意識が十分統一されていないことから、ガイドラインを設けて分かりやすくすることは賛成である。但し、あまり規則が大きい場合は複雑な手続を要求する事は逆効果を招くことになるので注意が必要。2. 産官学の代表者による委員会等(国の指導による)3. 説明会の実施等啓蒙活動が必要。	A
38-13	助手	教育・研究	1. 必要あり。2. おおまかなガイドラインは国が決定し、細部は、研究分野の異なりにより、大きく研究の進め方がことなると思うので、大学内の各部署ごとでガイドラインを決定するのがよいと思う。3. 企業との共同研究の進め方と受け入れ態勢。	A
38-14	副学長	管理	1. 考え方の基準を示していただくと有り難い。	A
39-1	副学長	教育・研究		D
39-2	部局長等の長	管理	1. 必要	A
39-3	教授	教育・研究		D

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
39-4	助教	教育・研究	1. 必要。2. 特定の研究チームが、BBS(複利制システム)等で広く意見聴取しながらまとめる。各大学がカスタマイズして採用。3. 紛争処理機関、外部審査機関の確立。この種「お金」のからも問題は大学内の人間関係の乱れを招きやすい。教員個人にルール作りを期待しない事。4. そもそもは、国の校費削減や施設設備の置きやむなく外部資金獲得を促している面がある。衣食住して礼節を知るといって、大学教員のモラルに期待するのは危険。また、教員は研究成果創出に専念すべきで、このようなルール作りを得意としないだろう。今後も問題提起を続けていきたいと思う。	お金が大学内の人間関係の乱れを招く可能性を指摘。本アンケートを問題提起と判断
39-5	教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要である。ただし、個人の裁量の自由度、企業からの接近、関係構築の自由度を増すという視点を重視すべきである。2. 民間側の要望・期待・実情を的確に把握できる人員構成であるべきと考える。大学側が考えがちな「いかにして権利を守るか」よりも「いかにして権利を生かすのかのう方がはるかに難しくその担い手は主に民間企業側であるということに配慮し」守りよりも「活性化の方向で検討を進めて欲しい。4. 特許は利用されてはじめて価値がある。企業が見向きもしない特許発明を工学の予算や多くの優れた人材を投入して守ろうとすることは全く無意味と言わざるを得ない。大学がその手になる発明を権利化し、対価を得る事を肯定するのならば、むしろ大学の研究からいかにして利用価値の高い特許を出すかということに力点を置くべきである。そのためには民間企業の関与について現状より自由度を増す必要があるだろうし、また同時に大学研究者の業の自由度ベンチャー関連法制度のあり方等と共に議論・検討されるべきであると思う。	A
39-6	部局長等の長	管理	1. 必要。2. 難題は文科省で作成。	A
39-7	部局長等の長	管理	1. ある程度を目安となるガイドラインは必要であろう。2. 民間人を入れた検討機関。3. 法人化との関係。	A
40-1	教授	技術移転業務	1. 透明性を確保し、大学の自立のためにもガイドラインは必要。2. ガイドラインも「お手盛り」とならないような工夫が必要。具体的な機関、手順はわからない。3. 個人レベル、大学レベルの利益相反の中に大学と個人との利益相反が考慮されるべき。(具体的には大学の運営経費をしっかりと規定すべき)	A
40-2	副学長	管理		D
40-3	部局長等の長	教育・研究	1. 必要。2. 大学。3. 「公的公益」についての企業側の受けとめ方。4. ガイドラインの作成はもちろんですがその運用ももっと重要。	A
40-4	教授	教育・研究	1. 特許に対する意識を促すには必要である。2. 各大学毎に行い、法人化後の生き残りのためのガイドラインであることを意識させる。手順は各大学に任せる。3. 大学毎の格差及び分野毎の格差を補完するようなシステムを構築する必要がある。4. 「利益相反」という言葉にあまりとらわれすぎない方が、特許取得の普及に貢献するだろう。研究成果の大部分は企業による製品化を通じて、初めて国民への還元がなされるものであり、リスクを負う企業がその利益を確保できる手段として特許があるのだという意識をもつ。海外へのライセンスングができるレベルのTLOが必要不可欠である。	A
40-5	助教	管理	1. 必要 2. 各大学	A
40-6	部局長等の長	管理		D
40-7	部局長等の長	管理	4. 一定のガイドラインは必要と思われる。しかし国立大学の法人化がひかえている現状では、法人化の内容によってガイドラインの制定内容も異なると思われる。	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答
40-8	学長	管理	1. ガイドラインは必ずしも必要とは思わない。仮にガイドラインを作成するのであれば、我が国にかけている契約の概念を確立させ定着させるような内容の物が望ましいと考える。 2. 文学科学者が主となり然るべきエキスパートを糾合し作業を進めればよい。然るべきエキスパートとは、真の科学のあり方を十二分に理解している企業家、法律家、公認会計士等に加え、基礎科学の必要性を痛感している。応用科学領域研究者、視野広く人間と社会の営みに常に關心を寄せているすぐれた基礎科学者などを言う。 3. 発展途上の大学を巡って痛感してきた事であるが、大学に暫の技術移転を強要しすぎると、20年30年先に必要となる新技術創出のための基礎的研究は確実に阻害される。大学の役割は目先の技術開発ではなく、将来の人々と会社が必要とするであろう蓄意を蓄え何時でも活用できるようにしておくことである。この点の配慮なくして我が国の国立大学を国際的に一流の4. 我が国の科学・技術行政は誤っている。Currentな領域には必要ほどまでに財政支援がなされているが、Currentな領域の研究は実はずでに成熟期に達しているのが一般であり、研究はroutine化して、独自の研究も多くはない。こうした点に十分心を配った科学・技術行政がかけられればいつまでたっても我が国は一流の文化国家とは成り得ないであろう。5年以内にノーベル賞学者を30人造らうなどとは、正しく後進国並みのまずしい発想と言う他ない。科学の技術移転に関連して言うならば、科学助成の縦割り行政の無駄を一日も早く改善する必要がある。文部科学省関係に事を絞ってみても、研究助成と技術移転関連をよりよく機構的に整理統合すべきと考える。たとえば科学技術振興事業団は科学の技術移転をもつら行う機構とし、研究助成は学術振興会に集中させ、両者が有機的に連携するといった具合にしてはどうか。TLOも良いが、国立大学の所有するシーズを一括して技術移転せしめ得るような強力な組織として科学技術振興事業団を機能させるというところは無理な相致であろうか	B
40-9	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. 米国等外国との共同研究及び教官の役員兼業業の場合は特にガイドラインの必要性を感じる。 2. 国が学識者の意見を参考にガイドラインを制定することが良いのではないかと。 3. 教育の服務上の倫理、学生への教育の低下、機関内部で貧富の差を生じ秩序が乱れる。トラブル、訴訟が起こりネガティブな仕事場。	A
40-10	部局長等の長	管理	1. 必要と思う。 2. 国立大学の協議会のような機関、例「産学連携研究推進機構」の各大学の委員よりなる機関。 4. 教官の特許に関する意識を高める必要性。 優秀な発明、特許に基づいて教官に十分な報酬あるいは研究資金が導入されることについて社会的に是とする風潮を作るべきである。	A
40-11	副学長	管理	1. 必要である。 2. 研究者、行政者、弁護士を加えた作業グループによって検討する事が必要。 3. 研究者のインセンティブを損なわない方向でルール作りをすべきである。	A
40-12	部局長等の長	管理	1. 利益相反の問題は複雑微妙であり、ガイドラインなしには産学連携に国民の不信感が生ずる。 2. 行政が産学の意見を聞きつつまとめるのが良い。 3. 基礎研究に対する配慮はどのようにすべきかが課題(すこし焦点がずれるとは思いますが)	A
40-13	助手	教育・研究	1. 必要。 2. 資金を出資する機関がそれぞれ決める。	A
40-14	教授	コーディネーション	4. 利益相反に対応するためのガイドラインの作成は必要であると思う。手順としてはTLO関連を中心としてこのような事例が数多く発生するとおもわれるので、全国TLO協議会あたりが中心になって取り組んでいければかと思う。	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答
41-1	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. 学術研究上、企業の営業活動上、健全な競争体制を構築するためにも必要。 2. 研究者、大学経営者、企業側の合同チーム 4. 奨学金付金への見返りを企業側に提供、あるいは逆コースの例もあるかもしれないが、水面下での取引にしないような方策を検討すべき。そのため、委託研究の手続き簡素化、特許の全部譲渡等、奨学金付金の裏側で行われているかもしれないことを表面に出しやすい環境・制度を検討してよいのでは。企業側の意見を意図している研究者が果たしてどの程度いるか疑問。今回の調査等が機関への忠誠心を喚起させる一助になるかもしれない。	A
41-2	助教授	コーディネーション		D
41-3	副学長	管理	1. 必要である。 2. 大学間で、ミニマム共通のガイドラインを定め、大学ではより具体的なガイドラインを定める。 4. 研究費の配分等と、個人的な特許の運動などについての疑惑を解消するためには、会計の透明性、分計の徹底、利益相反、利益誘導的な決定ではないことの証明(一応の立証)などが必要。	A
42-1	助教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要である 2. 独立行政法人化前は文部科学省、独立行政法人化後は各大学が主体的に取り組む 3. 民間企業や国民の理解が得られるか	A
42-2	教授	教育・研究	1. 必要です。 2. 共同研究センター長会議のもとに専門家からなる委員会を設け、予算措置等も施す。当然委員には学外者や文部科学省も含む。 4. 大学の研究成果の技術移転、社会貢献の拡大を進める場合、教員に対するインセンティブが最も重要です。現状のまま、尻をたたいても努力するものにはメリットが少なすぎ、多忙と疲労が与えられるためです。適切な評価、見返り(名譽、昇進・昇格、金銭)があつてこそ、教員はその気になるでしょう。そのためには大学教員の技術移転の理念を明確にし、それに伴う利益関係と行動の適切なガイドラインを明示することが重要でしょう。このガイドラインに基づき、各大学毎にルールを定めた大学が優秀な研究者を集め、評価を高めることもありえるでしょう。	A
42-3	教授	教育・研究	4. (強いルールは必要)利益相反に対するガイドラインの必要性は今後増大すると思われるが、大学の特許取得・技術移転が活発化しつつある現段階で、ルールをあまり厳しくして、それらの行為に対するインセンティブを縮小することは得策ではない。	A
42-4	研究協力部/部課長	研究協力事務	2. 産学連携に関する法律を制定している機関と教員の代表者、産業界からの代表者から成る検討組織を構成して進めるべき。	A
43-1	教授	教育・研究	1. 必要である。	A
43-2	部局長等の長	教育・研究	1. 理想としては、ガイドラインは必要である。しかし、きれいごとの建前になってしまつては、産業の活性化に害をなす。産業が活性化するまでは、過度に規制緩和するほうが良い。そのガイドラインは必須である。 2. 文部科学省や経済産業省、国公立大、私学などが別個にガイドラインを提案して、世論の評価を受けるのが良い。相対立するものを含めて、何本か、ガイドラインを並記して、どのガイドラインを適用するかは、大学(またはその部局)に宣言させるのが良い。要は機関を一体化しないことが重要である。 3. 国立大学のマネージメントの自立的な、我が国の経済状況とリンクした規制のあり方が望まれます。 4. 大学人は企業人と異なつて、利益の考え方に多様性が見られます。そのことを納税者の国民に理解してもらふことも必要でしょう。	A
43-3	学長	管理	1. 我が国の場合、大学教員の特許出願への力が弱い段階であり規制するよりもやりやりに易くする方が良いと思うが、不正行為と見るとはガイドラインで示すべき。	A
43-4	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. あつた方が良い。 2. 文部科学省が主体となつて作成すべき。	A
44-1	学長	管理		D
44-2	教授	教育・研究		D

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
44-3	教授	コーディネーション	1. 利益相反の事例については、産学連携事業が盛んになればなる程多くなることが見込まれるので、早急にガイドラインを作成する必要がある。 2. 今後国立大学が独立化すれば、公私立大学も含めて、個々の大学で作成すべきである。その場合、今回のように任意の研究が参考意見を提出することは極力有意義である。 3. 産学連携については今回の利益相反の問題の他に、もっと根本的に産学連携と倫理の問題があり、より長期的な検討が必要である。	A
44-4	部局長等の長	教育・研究	1. 必要である。 2. 文科省が主体となり、議者を集めて行うのが妥当	A
44-5	部局長等の長	教育・研究	1. 研究者の流動化が叫ばれている現在、純粹に発明が個人のものなのか、伝統に打ちかわられてきたものかは判断しがたいだろうが、きちんと整理すべきである。	A
44-6	副学長	管理	1. ガイドラインが必要である。	A
44-7	部局長等の長	管理	1. それぞれの大学で決めるのが望ましい。 2. 大学当局。 4. 優秀な研究者を集めるためのインセンティブと言う側面もあり、必ずしも理念のみの問題ではないと思われる。現状では、制限的であるよりも、自由化の方向が望ましい。	A
44-8	教授	教育・研究	1. わが国でも利益相反に対応するガイドラインが必要。 2. 国立大学で産学連携を推進している研究センター等の機関が中心に作業を進めて欲しい。	A
44-9	部局長等の長	管理	1. 多様な事例に対応するため早急にガイドラインを策定することが望ましい。「大学の構造改革」の一環として原理原則的な制度上の見直しが必要。 2. 省庁横断的な検討機関の設置が必要。 3. 法人化・民営化された場合の「大学」「大学人」に関する制度的再定義とそれに基づくルール作り。 4. ことは「大学の構造改革」の一環である。法人化後の「大学」「大学人」VS「産」に関する新たなルール作りを抜本的に検討するべきであろう。	A
44-10	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. 必要と思う。 2. 文部科学省が主体となって作業を進めることの出来る専門家による検討委員会の設置が必要と思われる。	A
44-11	部局長等の長	管理	1. ガイドラインは必要。 2. 研究者個人としてのガイドラインは学会が学術会議等で議論し決定すべきであろうが、組織(法人)としてのガイドラインはもう少し公的、法的な議論が必要。	A
45-1	教授	教育・研究		D
45-2	助教授	教育・研究	1. ガイドラインが必要。それもきめこまかい場合を考えて、対応できるもの。 2. 作業を進めるのは大学が主体となるべき。	A
45-3	部局長等の長	管理	1. 必要。 2. 公的機関。	A
45-4	教授	教育・研究	1. 個人ごとに意見が違っており、国民から批判を受けないようにルール化が重要である。 2. 文部科学省を中心にルール作りをすべきである。 3. 国から給与を貰う以上、国民につくず体制が重要であると同時に給与の「二重どり」の誤解を招かない様にする。しかし、一方で今のままに規制にしばられすぎても研究の企業化活動が抑制され、活動ができなくなる。両者のバランスの上に適度の法制をつくるべきである。(注意事項)このアンケートの回答はすべて"case by case"であり、内容によって決定される。すなわち、提供される金額、サポートの度合、期間等が記載されておらず、充分な判断ができない面がある。	A
45-5	副学長	管理		D
47-1	教授	教育・研究		D
47-2	部局長等の長	管理	1. 必要あり。 2. 大学。	A
48-1	部局長等の長	管理	1. ガイドラインは必要である。早急に作って頂きたい。 2. 国、大学、企業が協調して作業を進める。	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
46-2	学長	管理	1. ガイドラインがあってもよい、発明の権利帰属について判断し易いようになるかもしれない。 2. 大学またはTL0が主体的に作業を進めれば良い。利益相反に対応するための委員会を作ればよい。 3. 大学法人として特定の関係にある企業に譲るような行為はまずいが、そうでない場合も多いと思われるから、それをチェックする組織の設置が必要ではないか。 4. 全て個人の倫理観の問題であり、そういう大学人を作らない環境が必要である。あまり「利益相反」を囁きすぎると教員は萎縮してしまい、のびのびと研究できなくなり、特許も出なくなる恐れがある。チェック機関を設置すればそれほど問題にすることはないのでは。	A
46-3	副学長	管理	1. 必要です。現在の状態では、発明の権利帰属等の問題について、明確な判断のつきにくいことが多い。 2. 私個人の研究分野では無縁の問題なので、全くイメージが湧きません。だが、研究者だけが関って主体的に作業を進めるのではなく、法律家、一般市民の参加も必要なのではないかと考える。 3. これまでの前提の洗い直しも必要になる。例えば、一般教員や奨学金等による研究成果(特許)は個人という判断はどの程度根拠があるのか。 4. これまで、大学という機関で生産された「知」は社会の公共財であるという前提で、世の中が動いてきた。しかし、脱工業化社会の中で大学がいつの間にか産業構造の中心に位置し、かつ、研究成果が私的財として、即ち知的財産を生み出すものとなることによって、全てが大きく変わってしまったと思う。研究成果は私的財(研究者個人、大学、国家の私的利益)を作り出すものであるが故に、研究成果の帰属という問題を我々は一種の倫理問題として考える必要があると思う。	A
46-4	副学長	管理	1, 2, 3. 具体的にはよく分からないが、USA等の先進国を参考にするとよいのではと思う。 4. 大学教員の研究が、社会の発展のために役立つシステムを早急に作らなないと、現在のような個人の倫理観にたよるような考え方は必ず不正等の問題が起こると思われる。そもそも、研究者が一般人より倫理的に優れているとは思わないし、世間の常識を知らないと思われるので、大学内に教官の研究を実用化する場合の取次システムを置くべきである。	A
46-5	研究協力部/部課長	研究協力事務 産学連携担当	1. 今まで、これについてのガイドラインがなかった事が問題である。産学連携という言葉だけが先行しないように環境整備が必要。 2. 文部科学省でのガイドライン作成。大学においては検討する委員会等を組織する。 4. 今回のアンケート調査はもう少し期限が欲しい。また、現場の教官の意見がもっと入って良いのではないかと。	A
46-6	部局長等の長	管理	1. ガイドラインは必要と考えるが、様々なケースが考えられるので大枠を決める制度が良いと考える。あまり細かな事が決められていると特許申請がわずらわしく、公的利益にもマイナスになる。 2. それぞれの大学、TL0が主体的に進めれば良い。 4. 自身が特許等に間違ったのでありきたりの回答でしかない。より関心のある人にアンケートをし、実質的な結果をまとめていかないといいか。	A
46-7	教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要である。但し、厳密なガイドラインはかえって流れを滞らせる。日本を発展させるためにという視点を忘れずに、可塑的なガイドラインにすべきである。 2. ガイドラインは民間の視点でまとめるべき。官の意向をできるかぎりおさえる手順は広く意見を聞く必要はない。 3, 4. 短い時間でまとめること。但し、常に内容を変えられる状態にする。問題は一つだけ。初心にかえり日本の将来を見られるかどうかだけである。そして、最も重要なものはなにかと見極めたら、即座に実行すること。それが失敗したら、すぐ次の手を打つこと。このような、可塑的なやり方ができるかどうか、今後の日本を活性化できるかどうかにかかっていると思う。	A
46-8	部局長等の長	管理		D

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
49-9	部長等 の長	コーディネーション	1. 今は必要ない。 4. とにかく、共同研究費が使いにくい、この改善が先決。兼業で代表取締役になれないのも問題。大学で狭い分野の研究者しか優遇されないのが問題。新商品の開発と販売を支援できるような人材を登用し、どんどん産学連携すべき。ルール作りより規制緩和を。特許数より、商品として、あるいは企業としての成功を重視すべき。特許をとらなくても商品として成功することもある。大学のニーズを重視するのではなく。民間のニーズを大切に、大学はアビリティを提供すべき。	B
49-10	助教授	コーディネーション	1. あまり深く考えていなかったですがある程度のガイドラインは必要と思います。粗くまかい規則を作るよりは、情報公開を進めるのがいいのではないかと。	A
49-1	副学長	管理		D
49-2	教授	教育・研究		D
50-1	助教授	コーディネーション	1. ガイドラインと基本ルールは必要である。しかし、組織としての最低限度の統一化と共有化をどのように図っていくかが問題である。理念、方針、ミッションを明確にして周知徹底する仕組みの方が重要であるかもしれない。 2. 大学全体の課題としてとり進めることが重要であり、効果的な部署がなければ全学的な専門機関を設置すればよい。 3. いかにもルール化して、情報を開示して、実施状況を確実にチェックする権限のある内部監査部門を設置する等、組織も含めた総合的な仕組みづくりが必要である。 4. 全てについて共通することであるが、大学は身動きの取れない状況にある。慣例重視の先例主義によらない合理的な運営のあり方と仕組みの検討を急ぐ必要がある。	A
51-1	副学長	管理	1. 必要がある。	A
51-2	助教授	コーディネーション	1,2. 国がガイドラインを 2, 3 示してそれを基に各大学が決定する。 4. 独法化後の特許は大学所有の方向にあり、大学も組織の一員であるという方向にあらゆる規定を見直すべきである。したがって、兼業、共研、受託、寄附は大学が営業をして確保し、その一部(大半)を該当な研究者に配分する方法を検討してはどうか。(その他意見) この「21C・・・」に関連するアンケートが多すぎる。この結果を大学毎にまとめ、それぞれの大学(回答者)に戻されたい。	A
51-3	部長等 の長	管理	1. 大学の研究費は外部資金に支えられる比率が高くなっているためガイドラインはぜひ必要である。 2. 種々の事例が想定されるので、今回アンケートを実施しているようなプロジェクトによる作業に期待したい。 3. 大学の研究費がますます外部資金に依存せざるを得ない状況下では、早急なガイドラインの提示が必要である。	A
51-4	教授	コーディネーション	1. ガイドラインは必要。	A
52-1	副学長	管理		D
52-2	講師	コーディネーション	1. 国策として、技術移転を進めている限りは、必要であろう。それが社会に対する責任だと思う。 2. 最終的には多方面の職種からの知識が必要である。国、大学、特許関係者、法関係の小グループで試案を作成し、関係機関で意見聴取を行う。この繰り返しを行いながら煮詰めていくべきであろう。 3. 特許を取得しやすい研究分野とそうでない研究分野があり、両者とも人間が生きていくには必要な分野である。特に「お金」の面での透明性を確保しておくこと、国の方針として「技術」重視ばかりが長く目に付くようであると、反発が予想される。また、「お金」の面での倫理問題(個人レベル)も出てくるであろう。 4. 大学が法人化される場合でも税金で生活の糧を得ている身分が続く以上、特許による収入などが増えていくことになれば、その点の社会への理解を深めておく必要がある。今までのように少数の教員が特許による収入を得て「すごい」と思っていた時代とは変化してくると思われる。	A
53-1	助教授	教育・研究		D
53-2	その他	教育・研究	1. 必要性は大と考える。 2. TLO協議会が主体となり、民間会社や有識者の意見も聞くべきだ。	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
53-3	研究協力 部/部課 長	研究協力事務		D
53-4	部長等 の長	管理	4. 研究している課題では特許などが関係する産学共同研究とは関係がなかったため、上記の設問には、残念ながら答えられません。	C
53-5	学長	管理		D
53-6	部長等 の長	管理	1. ガイドラインは必要。各大学が個々に理論上の問題を規定するとズレが生じる。 2. 文部科学省->委員会(外部委託)。 4. 今後、特許の個人有から機関有に変わることが予想される。その中で、きちんとしたガイドラインをぜひ必要である。	A
53-7	副学長	管理	1. 国立大学でしかも教官が国家公務員であるがゆえに、そのガイドラインをどこが作るべきかの問題が生ずる。その他の意見に述べるように、まず大学を国家公務員でない研究者を持つ法人とすると、ガイドラインも大学で作成することが出来ます。 3. いくつかの大学がその存在意義を問い直し、産学官連携活動に積極的になっている今日、大学自らの意思、方針を定めることの出来る自律性を有する大学への成長が望まれる。しかし、公務員の倫理法を適用しているようでは、活動に限界がある。大学自らがいわゆる「利益相反」問題を真剣に考え、大学としての倫理を定めるようにすべきと考える。 4. 国立大学教員が国家公務員である限り、産学連携活動や技術移転活動には限界がある。法人化する機会に、身分を非国家公務員とすべきである。また、大学教官の発明などは職務発明と見なすほうがあらゆる選択肢を残すことが出来る。つまりは、発明は大学が、大学のTLOに管理させることシステムを早急に確立すべき。大学やTLOで管理するとき、規則は大学の自主的なものでよい。発明者への金銭の還元をどうするかは、大学が人格ある大学であるか否かによるが、社会が判定してくれる。しかし、大学で管理することになれば、資金がショートし、大学から個人にゆだねられることもありうる。そのようなことについては、個人の自由になる。従って、大学の運営・方針が重要でその方針を認めた上で研究者として任用されることになる。	A
54-1	学長	管理	1. 研究者=教員の個人の裁量に最終的にまかせるという形では日本の産学連携を推進していく上では難しいと言える。やはり、社会均等をベースにして、連携の上での利益の透明性を確保するためにもガイドラインは「大学(国公私)」にとって必要。 2. 総合科学技術会議で社会的コンセンサスの形成。科学技術、学術審議会にWGを設置して作業を進める。 3. 国立大学の法人化(民営化)の日程を勘案すると、国、公、私、の大学関係者に企業関係者、マスメディア関係者をどのように参画してもらい、実質的なガイドライン作成ができるかが問題。	A
55-1	教授	教育・研究		D
55-2	部長等 の長	コーディネーション	1. 競争社会、研究費調達の手配という環境の中では、自然発生的に利益相反は防くことが極めて困難と考える。しかし、際限なしということにはならない。 3. 自分が生き残るためには、自分の研究を理解してくれる民間人(企業)と積極的に協力しなければならなくなるだろう。利益相反の問題は益々大きくなるだろう。科研費等の争奪は燃烈を極め、力関係が支配することになろう。	A
55-3	研究協力 部/部課 長	研究協力事務		D
57-1	研究協力 部/部課 長	管理		D
57-2	部長等 の長	コーディネーション		D
57-3	学長	管理		D
57-4	副学長	管理		D
57-5	副学長	管理		D
57-6	部長等 の長	管理	1. 必要性はあると考える。 2. 文部科学省が国大協、あるいは両者の協力。分らない。	A
57-7	助教授	コーディネーション	1. ガイドラインは必要だと思いますが、手順についてはよくわかりません。	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答
58-1	教授	技術移転業務	1. 基本的な部分については、学界や大学関係者がガイドラインを作るのであれば、あつた方がよいと思う。各大学の自主性を損なわないように配慮が必要。 2. 学界、大学関係者が主体的に行うべき。 3. 国立大学が法人化されれば、様々なやり方があつて良い。統一化、画一化するのには、却つて良くない。 かつて、教官や企業が金銭的利益を得る目的で大学で研究を実施することは受け入れられない状況があり、奨学金等は悪者扱いされ、「産学共同」は目の仇にされた。その結果、特許取得を学会発表に優先することは悪まれ、特許を取得することは悪いことのように思う風潮が生じ、大学を支配するようになった。資本主義と共産主義及び社会主義とのイデオロギー対立を背景として生じた現象であり、非常に感覚的な要素が強く、明確な法的根拠があつたわけではない。現在、世界の情勢が大きく変わり、アメリカの特許戦略に対抗して我が国の利益を守るために特許取得が奨励され、我が国産業界に対する大学の技術移転の促進が叫ばれている。その結果、「産学連携」を阻害するものが悪者扱いされるという、考え方の180度の転換が生じている。現在では、大学の研究成果について個人や企業の利益を認めることが国益につながるという考え方に変化している。ここで重要なのは、我が国のいづれかの個人又は企業に利益を帰属させることが国益につながるということを前提にしていることである。かつてのように大企業優先を否定し、資本主義を否定するという勢力が強い影響力を持っていた時代の考え方は全く異なっているということをお忘れしないことである。現在の課題は、資本主義を前提にし、競争原理を是認し、いかに世界的国家的な経済競争を勝ち抜くかという観点から語られており、この立場が大勢を占めている。このような状況で利益相反の問題の調整を図るためには、経済原則を貫くことが単純で判り易く、適当である。 他方、国立大学の法人化に向けて外部資金獲得を図らねばならない大学と教官個人及びTLOとの利益相反、技術移転促進の観点からTLOと大学及び教官個人との利益相反が顕在化してくる。すなわち、大学と研究者、TLOと研究者、TLOと大学、企業と研究者、企業と大学、研究者と大学院生など、利害対立が生じる得るところが多く存在する。ここでは、利益相反の調整の問題は、大学の研究成果から生じる利益の取り合いの調整の問題と、技術移転促進のために如何にTLOを育てるかというような政策の問題とが混在している。さらに、国際的状況が大きく変化し基本的な考え方が変わつてしまっているにも関わらず、かつて産学共同が否定されていた時代の考え方が残っているため、議論に混乱が生じている。 大切なことは、今後に向かって、経済原則を基本に置きつつ自由競争の中で、どのように大学毎にルールを定めていくかということではないか。現在の状況は、各大学毎にルールがないために様々な考え方が衝突する結果を招いている。利益相反というものは立場によって様々に変化し生じてくるものであるから、意見の数の多さで全国統一方針を詳細に定めても、様々な事情の異なる個々の大学の現場において、生じてくる問題を全て解決することはできないのではないかと、却つて自由な発展を阻害することにもなりかねない。多様性があつたほうが良いと考える。	A
58-2	部局長等の長	管理	1. 必要である。 2. 第三者機関を設立し、決めてほしい。 3. 学者/研究者への周知が十分でない。	A
58-3	助教授	コーディネーション	1. 産学連携を進める上で、ガイドラインの作製を強く望みます。 4. さいさいな問題かもしれませんが、ある業者が開発した商品の販路拡大を図るため、国立大学教授に推薦文を書いてほしいと依頼された場合の対処法。	A
58-2	部局長等の長	管理	4. 兼業にて謝金を得ることと特許を会社や民間機関に得させて、そこから何らかの謝金を得ることの区別が分りにくい。これらをおる程度、自由裁量にしないとすぐれた人材が大学に勤務しなくなるのではないのでしょうか。	C
58-3	副学長	管理	1. 必要である。 2、3、4. 以下不勉強にて、特段の意見をのべる用意がありません。	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答
58-4	助教授	コーディネーション	研究成果のまとめ役が居て教官の指示を受けたら特許化する業務員が居る組織。TLOもその一つであるが全校に作るべし。教官の個人特許での収入が発生した場合、国・大学に還元する気が無ければならない。国発の発明を固定のライセンスに渡すのはおかし。共同研究・受託研究の制度がある限り大学人の頭を買い取られた形であり、利益相反など云々より、売り上げの何%と決めた特許料を大学に得られるよう制度化すべき。研究成果を国が完る気にならなければ、何故国立大学の教官は個人特許に出来るのかも問題。	C
58-5	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. 必要である。	A
58-6	教授	教育・研究	1. ある程度、ガイドラインは必要。 2. 科学技術振興事業団等が主体的に進める以外にないのではないかと。 4. ガイドラインや(特許の権利、移転等)が厳格すぎると、大学研究者はほとんど特許に対する興味も熱意もなくなつていくと考える。(現在も非常に少ない)。大学研究者に利点をもたらす、ガイドラインも必要。	A
58-7	教授	教育・研究	1. 国家自体が大学のニーズを育成、発展させるための基本的な機関を各大学に設置した上で、ガイドラインを制定する必要がある。	A
58-8	教授	教育・研究	1. 早急に作成すべきである。 2. 大学評価・学位授与機構等。	A
58-9	部局長等の長	管理	1. ぜひ必要。	A
58-10	部局長等の長	管理	1. 在職中は生活費を保障されている訳であるから、個人がパテント料等の収入に固執するのはよくない。パテントはすべて大学所有にするようなガイドラインがあつてもよい。	A
60-1	助教授	教育・研究		D
60-2	教授	教育・研究	1. 現状の研究環境の貧困さから脱却しない限り、議論の意味がない。研究室が狭い。スタッフが不足している。文献がない。事務作業だけは多い・・・。4. 大学の研究費、あるいは奨学金で購入するのは汎用性のある要素試験機と基本的な計測装置に限られる。特殊な大型試験機は用途が限られメンテナンスにも経費がかかる。1回の実験にかかる労力、コストも大きい。また5年もたてば陳腐化し巨大なゴミとなる。更新のための予算獲得が大変。このような研究は大学には向いていない。協同研究に従事していた学生が、その企業に就職し、卒業生の研究指導という形で、研究が継続する場合もある。このときは、企業の設備と人材を無償で使っていることになる。	C
60-3	教授	教育・研究		D
61-1	助教授	教育・研究	4. 教官の本務と企業との関連を明確にしておくこと。個人の裁量権が拡大解釈されないように、統一見解が必要。特許業務を行う部局を整備し、ガイドラインなどの教官へのPRに努めるべきである。	C
61-2	部局長等の長	教育・研究	1. 必要だと思います。 4. 若い研究者に夢を与えるガイドラインを作る必要があると思います。現状では産学連携が奨励されているとはいえ、不明確な事が多いため、安全なガイドに立たざるを得ず、そつなると消極的にならざるを得ません。医科や歯科では「基礎」に残る卒業生が少なく「基礎医学を専門とし成果を上げると臨床に残るよりもすばらしい事がある。」と言えるようなガイドラインが作れると良いと思います。	A
61-3	部局長等の長	管理	1. 利益相反という言葉さえ理解していなかった。是非ガイドラインを作成していただきたい。 2. 今回の調査のように研究班で調査・研究し事業を作り、全国の大学の意見を聴取した上で文部科学省がまとめる。	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)	
	現役職	現在の仕事の重点			
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
61-4	助手	教育・研究	1. 必要あり。ただ、個々のケースに対して明文化する事は不可能と思われるので、判断の方向性を示すべきと考えます。例えば、教官の発明->> 公的ない利益へ発展させる考え方(従来手簿)->> 特定の受権者発生(嫌悪感の根拠) 2. TL0に限らず、法的根拠に基づいて整合性を判断できる部署又は人材、日本という極めて大きな(上位の)概念に対する利益確保のための発言者、が必須と考えます。 3. 産学連携の進め方が当事者間で行われる事に不透明さを感じます。企業-大学研究者が接触する席では必ず事務・法務担当者が第三者として同席できる仕組みが確立されるべきではないでしょうか? 4. <発明・特許>研究者としての評価が、特に大学間では低すぎるべせに等しいと思います。学術上の興味と産業上の有効性のミスマッチと言えはそれまでですが、産業を手段として勝ち得た美利で学術が発展する流れを考えると、学内の研究評価手法が独善的であるから、教員の意識も大半が切り換わらないように思います。 <産学連携>企業から見て魅力ある先生に群がる心理は当然でもありますが、これも利益相反に通じるのかと思うとじっくり来ません。女王バチの研究者を冠に戴く研究集団は、もはや「研究組合」のような組織化で学外存在にならねば仕事をできないのでしょうか?自分の内部でも大きく混乱しています。ちなみに私も企業経験者のため、奨学金を寄附する側の下心も理解しております。明るい指針と道筋が開けますように。	A	産学連携のルールへの提言
61-5	学長	管理	1. 必要である。 2. 国のしかるべき機関が行うのがよい。広くアンケート集によって意見を収集して、それを参考にして決めるべきである。 3. こうした事例が多くなるであろうから、早急に対応すべきである。	A	
61-6	部局長等の長	教育・研究	1. 必要であると思われる。 2. 特に分野によって事情は多少異なることが予想される。そのあたりを考慮しなければならない。	A	
61-7	部局長等の長	管理	1. 必要である。 2. 文部科学省。法務省。国立大学協会。	A	
61-8	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. 発明の届出が年々増加することにも、産学連携、技術移転の推進が図られる状況を考えてぜひとも必要である。 2. 大学・企業・各省関係者による検討委員会。 3. 独法化に向け、特許の帰属等含めて検討。 4. いろいろなケースが想定され、難しいと思われるがなるべく分かりやすいガイドラインを作成してほしい。(Q&A方式も含め)	A	
61-9	部局長等の長	教育・研究	1. 規制緩和が進むのは結構であるが、大学教員、特に国立大学教員は社会に対してモラルを示すべきであり、一定のガイドラインが必要である。 2. 学術会議に特別委員会を設置して検討するのが一案である。	A	
62-1	学長	管理	1. 国立、公立大学に対しては必要。私立大学に対してはケースバイケース。 2. 各大学が自主的にガイドラインを作成し、最終的には大学評価機構のような機関が提案し、法制化する。 3. いろいろの問題が生じると考えられるので、2~3年の試行期間を経た後、決定する必要がある。 4. 基本的には特許出願者(研究者・技術者等個人)が相応の利益が得られるような規則の確立が必要である。	A	
62-2	助教授	コーディネーション	1. 必要。 2. 具体案を持ちあわせておりません。	A	
63-1	部局長等の長	教育・研究	1. ガイドラインのルール化は必要であると考え。 2. 各大学で進めれば良い。 3. 将来的に大学が企業を作る、あるいは企業が大学を作る、大学教授が企業を作る等がありえる。この場合のルール化を決めておく必要がある。	A	
63-2	助教授	教育・研究	1. 必要。 2. 文部科学省	A	
63-3	部局長等の長	管理	1. ガイドラインは必要である。	A	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)	
	現役職	現在の仕事の重点			
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
63-4	副学長	教育・研究	1. 産学連携手法の有無についての蓄積がまだ我が国の大学は少ないので初期段階として視点をとらえガイドラインが必要である。 2. 国家公務員ということについて例えば、産官学からの代表(?)で構成する会議を設けては、 4. 私立大学にも補助金が出ている現状ではConflict of interestを厳密に考えるなら国立私立に分けて考える必要があるのか。また、大学だけの問題ではなからう。	A	私大を分ける必要はない。私大をアンケート対象からはずしたは制度基盤が全く違うので、回答の整合性を懸念したから大学だけの問題ではない
64-1	学長	管理	1. 国立大学としてのガイドラインがつくられるべきである。 2. 国立大学協会がガイドラインを作成すべきである。	A	
64-2	教授	教育・研究	1. 何らかのガイドラインが必要でしょう。 4. 研究費の保障が個人的な努力に任せられている場合、安易に、利益相反が起りうる。	A	
64-3	副学長	管理		D	
64-4	研究協力部/部課長	研究協力事務	3. 研究協力に関するセミプロ職員の確保が必要。(教官と事務官の間職)。	C	ご指摘の通りだろう
64-5	教授	教育・研究	1. すべての研究成果の公開を原則として、できるかぎり実質的で簡単なガイドラインを導入すべき。簡単な例を規制する必要はある。 2. 基本的には教授会。 3. 本当のところ、工学分野では教官が出す基本特許の多くは、企業等が入っての実用化のための応用特許で囲い固めないと、有効ではない。多少建前上の問題があるにしても、企業との共同研究、共同出願を促す形でまとめるべきで、ルールも簡潔なものである事が望ましい。 4. 建前論が実質の技術開発を妨げない様、十分留意したルールをしてほしい。	A	
64-6	副学長	管理		D	
64-7	部局長等の長	管理	1. 本来は良識と見識によって通用されるのが望ましいが、欧米にならうとかないたらう。 2. 当面は各大学研究機関。	B	
64-8	部局長等の長	教育・研究	1. 特別な必要性はない。 4. 他者の特許を盗用したりせず、自らのアイデアで考察した特許については、たとえそれが公的研究費等の資金により生じたものであっても発明者の利となるようにすべきである。 そうでない(そうした夢がない)と誰も発明を行う気にはなれず、技術立国の足許の一角がくずれることになる。また、近年大学であれ、そうでない人であれ、特許で多額の金を稼いだ人などほとんどいないという事実注目すべきである。「特許はもうかる」の類いの一般本はたんに扇動的なものであり、内容的には真実ではない。「特許を出せば儲かる」とのまったく間違った概念が利益相反問題の根底にあるように思える。	B	
65-1	学長	管理	1. 無用の疑惑を防ぐため、教官としてはあった方が弁理である。	A	
65-2	部局長等の長	教育・研究		D	
65-3	助教授	コーディネーション		D	

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
65-4	教授	教育・研究	1. 個人のやる気を奨励しながら、利益と倫理的な立場を整合させるとすれば大学としての利益を優先させること一つの基本線としながらガイドラインを設けられたらいいが、欧米の先例と是非調べられ、かつそれらを日本の実情に合った形で作成して欲しい。 2. 特にアイデアはないが、特許庁やJSTの経験者も含め是非研究者を縛るのではなく、励まし支援するものとし、倫理観との相反に悩むことの少ない物を作成して欲しい。 3. 競争の激しい時代になり、特許等の評価が高められてくれば、一層研究者個々人の倫理観といったものが求められよう。(一方で、剽窃とかデータ転送などへの目配りもいやな話であるが、必要なかもしれない) 4. 大変タイムリーなアンケートですが、答えにくい難しい質問でもあります。是非有効に活用してください。最近偶々、個人発明の発明者となり企業を通して外国へも出願し、実用化の可能性もかなりの所まで来ているのですが、その過程を欠いて、大学での研究と違って(特許を書く過程に)かなり粗い部分があり、それだけに研究者の資質が(倫理的な意味で)問われているのだという感じがしております。	A
65-5	教授	教育・研究	1. 特許の所有権のガイドラインは早急に行う必要がある。大学により判断が異なるし、審査手続きが速い。 2. 文部科学省、特に科技庁とNEDO TLOを中心に。 3. 兼業許可の条件の緩和は必要。	A
65-6	研究協力部/部長	研究協力事務	1. ガイドラインは必要 2. 産・学・官でワーキングを設置し、検討。文部科学省主体で検討することを望む。	A
66-1	教授	コーディネーション	1. ガイドラインは必要と考えるが、どこまで強制力を持たせるかを良く考えないといけないであろう。程度がけっこうむづかしい。また、大学の研究者に対するガイドラインは比較的決めやすいが、常に抜けどを探している企業に対してガイドラインを示すことは非常に難しい。しかし必要である。 3. 日本の場合、企業の特許移転等に関するモデルを確立することが、まず優先されてしかるべきと考える。大多数の教員に対しては、特許などについての基礎的知識を啓蒙することが先決になるであろう。	A 企業にも欧米風のコーポレートガバナンスの考え方が定着しつつある
66-2	助教授	コーディネーション	1. ガイドラインは必要だが、発明者への報酬金も然るべき内容にガイドラインが必要である。・ 2. 機関=大学、手順=大学企画部とそのTOP。・ 3. 個人の能力をどう評価するかである。・ 4. 特許料等により得られた成果はその寄与に対して平等に分けられるべきである。その寄与とは、国、企業、個人的出資、個人的能力、等である。少ない寄付で大きい成果をもたらす場合と大きい寄与で少ししか成果を出さない場合がある。これらは適正に評価されてしかるべきである。	A
67-1	研究協力部/学務担当	研究協力事務		D
67-2	教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要である。 ガイドラインに書ききれない色々なケースが発生する。事例発生時に問い合わせにえられる電話窓口を文部科学省内に設置してほしい。 2. 独立法人化の問題が一段落してからスタートしたほうが良い。 3. 本アンケートでは特許が中心になっているが、知的所有権全体を対象にすべきである。特にソフトウェアの権利帰属問題は早急に取り組むべき課題と考える。	A ソフトウェアにもルールが必要との指摘
67-3	助教授	教育・研究	1. 必要である。 2. 最終的には各大学ごとのガイドライン(規則)を作る必要があるが、そのモデルを文部科学省で出していた方がいい。	A
67-4	教授	教育・研究	1. 必要。多少抜けがあっても、多少発明者に有利すぎるということであっても良いと思う。 2. 法人化した場合、各々の大学で進める。 3. 法人化を前提とすると、ガイドラインが必要である。研究費が国・民間に関わらず、権利は大学が持つのが良いと思う。国としては、産学の活性化により、投資を回収するのが良い。民間の場合は大学が実施に伴う利益が得られるようにするのが良い。	A
68-1	副学長	管理	1. 必要不可欠。利益相反のおこり得るケースや重要度などに応じて、全体を位置づけた理解しやすいものにした。また、一種類の冊子だけでなく解説書のように詳しいものと日常的に使い易いハンドブック的なものなど用意するとよい。 3. 判断に迷ったとき適切なアドバイスを与え指導してくれる機関の設置が必要と思われる。 4. 利益相反に関する意識を啓蒙することが第一、ガイドラインを設定し、周知徹底することが、その次。あとは、教員各自がそれによって実践するのみ。	A 具体的な周知に関する提言

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答
68-2	副学長	管理		A
68-3	部長長等の長	教育・研究	1. 必要。 2. 国立大の全体組織。	A
68-4	教授	教育・研究	1. ガイドラインは必要。但し、国立大学法人の性格付けによっても少しずつ内容が違って来ると思われる。社会に対する知的エンジニアの活動を阻害しないような配慮も重要。 2. 研究者の代表及び行政が一体となって、どのような問題が起こり得るか等のスタディから始め、最終的な案の作成まで行う。「study work creation」一環体制で成果を提出することが良い。 3. 全体として、多くの国民の税金を投入している国立の研究機関が「よりよい研究成果を生み出すこと」「成果を棚ざらしにせず、より有効かつ効率的に社会的に生かせる(知的財産として形を成す、事業化されて社会活性化に役立つ等々)こと」が重要で、個々の場面の縛りを余り強くない方が、全体利益につながると思われる。 4. Question 8 に対するコメントは「研究本来の社会的使命」に対する私自身の理解に基づき回答したものであるが、しかし、むしろ、この「研究本来のミッション」に対して、様々な見解が存在していることに回答以前の問題意識をもたざるを得ない。また、自身の専門分野は「建築・都市・インテリアの空間設計とその社会への適用」および「情報技術」の活用による、社会的仕組みの改善(効率化や機会共有、効果の高度化等)とそれによる適用分野の内容向上)に限られており、例えばバイオケミカルや医療分野でどのような問題事例が生じえるのかほとんど想定できない。従って事例研究を広汎な分野で行うと共に、その結果の共有にも相当のパワーも投入して早期に努力すべきである。さらに継続的な努力と少ない(未だ)パワーを生かすためのネットワーク化が必要と思われる。	A
69-1	副学長	管理	1. 国民(タックスペイヤー)から疑いの目で見られないため、及び大学関係者自身の混乱をさける点からも、判断基準となるガイドラインが必要と考える。 2. 全国的に統一した見解、判断基準を必要とする意味から、文部科学省相当の機関が主体とならざるを得ないと考える。各大学独自のガイドラインの作成は無意味。 3. デリケートな判断をせざるを得ない場合が多々でてくるのが予想される。多数の事例集を作成することで、具体的判断をうながすことが必要と考えられる。	A
69-2	教授	管理	1. ガイドラインは必要。ガイドラインほど適用がばらばらなものはない。これを作る要員も必要で、そんな要員はいらぬ。 2. 国家公務員が刑事犯になるくらい法律を作りそれを解説してあてまきを無くせ。 3. 科学技術創造立国だ。教職員、顧客(学生・企業)と大学の三者満足の行く立法をいそげ。ガイドラインなどあてまきものはやめよ。 4. 大学のPI10の時代だ。教員も職員も各大学組織も十分に納得のいく取り分を決めよ。企業もそれでも入ってくるシステムを導入な事。	B ガイドラインという曖昧な手段での対応を糾弾
69-3	助教授	コーディネーション		D
69-4	部長長等の長	教育・研究	1. 必要と考える。 2. 基本的な部分は学振や科学技術振興事業団と貴局が中心となり、作るのが良いのではないのでしょうか。 3. 独法化後は必要性が益々重要になると考えます。	A
69-5	研究協力部/部長	研究協力事務	1. 当然ガイドラインは必要。 2. 現時点では国家公務員である以上、国家公務員法の中に盛り込む。 3. 科学技術立国をも標榜する以上、発明者・大学どちらもが来えていくような体制が必要。 4. 公務員の身分保障がある以上、ある程度、発明に対しても還元しなくてはならない要素もあるのではないかと。税金で組織が存立しているからには発明が世にでて貢献することは認めるが、そこそこのオーバーヘッドも必要ではないかと考える。企業においても特許等という社運を賭け活動をしている。発明者に納得できる報酬を与えることで整備すれば、昨今騒がれている問題もないのではないかと。	A
70-1	副学長	教育・研究	1. 産学の関係が多様化する中で、まず相反理念の意識を広め、透明性を備えたガイドラインが是非とも必要である。 2. 研究者個人のインセンティブと利益相反をマッチさせた体制が望まれる。	A
70-2	部長長等の長	教育・研究	1. ガイドラインは必要である。 2. 常に相談できる窓口(コンサル会社でもよい)が準備されていれば良いのだが。	A

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答
70-3	助教授	コーディネーション		D
70-4	部長長等の長	教育・研究	1. 必要あり。 2. 文部科学省/審議会/WG。 3. 教員の意識、ガイドラインの周知	A
71-1	副学長	管理	1. 利益相反という観点から問題ありとみられる事例をできるだけ多く検討したうえで、妥当と思われるガイドラインを策定する必要がある。 2. 大学における情報公開に関するガイドラインは、国立大学協会第7常置委員会によってまとめられた。この例にならって、国大協に検討委員会を設置することが考えられる。ガイドラインの策定は非常に困難な作業になると予想されるが、今後必ず必要になるものと思われる。	A 情報公開とのリンクは必要
71-2	研究協力部/部課長	研究協力事務	4. 産学連携を担当する部署にありながら、利益相反ということが調査研究対象ともなっていることはこれまで知らずにおりました。今後はこのことを意識的に念頭に置き、ガイドラインやルール化を将来の課題として事務にあたりたいと考えます。	A
71-3	助教授	コーディネーション	1. 必要である。今のよう、ひたすら産学連携を推進することにより、多くの問題が発生する事は間違いないと思われる。 2. 大学。調整は文部科学省(経済産業省)。 3. 大学教員のモラルの低下。不利益を齎した企業などによる批判。 4. 産学連携を進めるにあたり、大きな問題であると考えられるが、大学という組織において対応することはかなり困難であると考えられる。つまり個人としてのファクターが多いため、制度の改善は必要ではあるが、それだけでは不十分である。	A
71-4	部長長等の長	管理	1. すべてを網羅できるかには疑問があるが、考えられる事例ごとにガイドラインを作成することは必要。 2. 国立大学であれば国大協のような組織で一元的に作成するのがよい。 3. 特に思いつくものはない。	A
71-5	部長長等の長	教育・研究	1. 必要と思うが、具体的な考えはない。	A
71-6	教授	教育・研究	1. 独法化の大学法人として対応できる法整備を。 3. 奨学金制度のシステムを合理化すべき。事例7のような案件への対応をよく考える必要がある。	A 法整備が必要
71-7	教授	教育・研究	1. すべてそれぞれの大学で考え、ルールを作るべきであろう。私大と公(国)立大では当然違ってくるであろうし、独立法人になればより独自の判断が要求される。 2. 一般的なガイドラインは特に必要とは思わない。各大学で検討すべきと思う。 4. とにかく何か一律のルール(ガイドライン)を作ることはよくない。それぞれの大学が持っている利害得失を考えながらルールを作るべきである。そのルールをきらず教員は自分に合うルールをもつ大学に移籍してゆくような(米国ではそうやっている)流動性こそこれから大切になるのではないが。大学の個性化である。	A
72-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		D
72-2	部長長等の長	管理		D
72-3	学長	教育・研究	1. ぜひ必要。しかも早急に着手すべきである。 2. 文部科学省が協力者会議を組織し、日本学術会議や国立大学協会、私立大学連盟などの意見を聞いてつくる。	A
72-4	助教授	教育・研究	1. ある程度は必要。 2. 可能であれば、文科省独自に判断するのではなく、産学を含めた形で議論する場を設けるべき。 4. 大学の実績となるものが、本質的に何を意味するものかという視点が必要であり、その視点にたつたルール作りを進めるべき。表面に見える実績を意識しすぎて、規則を強めるのは危険。利益相反の問題そのものは否定できないし、無視はできない。	A
73-1	教授	教育・研究	1. 上記コメントにも書きましたが、ガイドラインを作ろうという考え自体に官僚的発想を感じる。全ては個人の裁量と個人の責任、モラルの下に進めるべきで、明らかな反社会的行動(贈収賄にあたる事例)は別途警察が取り込まれる。 2. このようなことを考える機関も亦書で、社会に余計な仕事を増やすだけである。このような発想の積み重ねで行政機関が肥大化していくことこそ最大の罪悪である。 4. 上記のように明確な反社会的行為は刑法で罰すれば良いので、いかなるガイドラインも不要である。社会の全ての規範は個人個人のモラルと責任において守られるべきで、規則そのものは少なれば少ないほうが望ましい。	B 利益相反への対応と言う発想が官僚的で行政の肥大化に繋がると言う指摘

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点		
			1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答
75-1	教授	教育・研究	また、これも上述したが、今から約500年前に「特許権」なる思想がヴェネチアで生まれた時は、発明者の個人利益を保護することで発明の奨励と産業の発達を図ろうとしたものである。特に20世紀になって研究開発を組織的に行うようになって変質したので、ここで「特許権」の原思想に戻り、もう一度、発明の奨励とそれによる産業発展を考えるべきである。いやしくも、発明者がたまたまその組織にいたことで、その組織自体が当然のように利益を受けるべきではない。発明者の個人利益保護を最優先に考えることが、結局その発明者による組織の活性化を導くことになる。発明により大学技官の中に何人もの億万長者が出るこそ望ましい在り方である。	(前頁の続き)特許権の原思想にもどし、特許の機関連有の不適切さを指摘
75-2	助教授	コーディネーション	4. 我が国における利益相反の問題の多くは、各大学が特許権を自ら所有でき、教員は大学における自らの研究から生じた発明の全てを職務発明として特許出願権を大学が持つようになされた後整理が容易になり、そのためのガイドラインを各大学で用意することが必要だと思われる。	C
75-3	部長長等の長	教育・研究		D
75-4	教授	コーディネーション	1. ガイドラインは必要だが、禁止や制約が多いのは問題。なんでもできるが金銭処理するという考え方を基本にすることが重要。 2. ミニマムリスクワイヤメントを国が決めた後は各大学に任せろ。ガイドラインが適切でなく、産学連携の成果が挙がらないまたは問題が多い大学は容赦なく補助金をカットすべき。 4. 産学連携が進展すると、今後大きな利益が発生していく可能性があり、問題はその利益を教員、企業、大学、国にどう配分するかということである。教員も世紀に相応の利益を得ても良いし大学も利益の一部を吸い上げて大学自身の運営に使っても良いと考える。要はこれらをどうルール化するかでありお手盛りや裏のやり取りが生じないようにする事が重要である。	A
74-1	部長長等の長	管理	1. 明らかに必要である。 2. 各大学で定めるべき。	A
74-2	助教授	教育・研究	4. 本アンケートが扱う問題は大変重要であり、一般的かつ明快なルールができることを切に願います。	A
74-3	助手	教育・研究	1. 必要。 2. 機関。実際に実験や学生の指導を行っている教員(ビッグネーム、長老級の大先生をのぞく)と、実務を行っている企業側の人間で構成する委員会が、政府の援助のもとで草案を作り、国会で審議する。 3. 教員の中で、上記作業を行うに値する人物の選定と作業を行う場合の本務への影響を軽減することが課題となる。 4. 産学連携そのものが、旧来の日本の大学教員の価値観と合わないものであり、また、今の大学教員の様々な活動が国策意志決定者には全く理解されていない。大学をとりまく社会の考え方が欧米化しないかぎり、欧米製の産学連携手法を日本に導入することは無理である。	A 実務者レベルでのガイドライン草案作成を示唆
74-4	教授	教育・研究	1. 罰則規定のあるガイドラインが必要。 4. 兼業は自由にするが、それによる本業で削られる時間等を給与から差引く等の措置をとる。	A 兼業に関する提言
74-5	助手	教育・研究		D
74-6	教授	教育・研究	1. ガイドラインがあった方が判断しやすい。 2. 各大学で作るか、あるいはひな型をどこかで示すか。	A
74-7	部長長等の長	管理	1. 必要と考える。ただ、教官に拘束的なものとするべきではなく、研究者の自己規律及び学内関係者間の議論のための、文字通り「ガイドライン」とすることが、さしあたり適切と思われる。	A 議論の為のガイドライン
74-8	教授	教育・研究	1. Yes, but initially they should be general and flexible. Individual universities should have freedom to experiment. But there should be clear mechanisms to obtain data (thus the importance of a comprehensive reporting requirement) and also mechanisms for universities to discuss their data and experiences. (必要であるが、当初は一般的で柔軟なものであるべきで、個々の大学が実験する自由度を持つべきである。データの取得のための明確なメカニズムがなければならぬ(したがって、詳細にわたっての報告要件は重要)。また同時に、データと経験について討議する大学のためのメカニズムも必要である。)	A 利益相反のマネジメントへの取組みの要件とステップについての示唆

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
74-6	教授	教育・研究	1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	(前頁の続き) アメリカの利益相反の議論の中心に関する情報
75-1	部長等 の長	教育・研究	1. 必要。 3. 公的な機関でありながら市場から利益を得る活動から運営・活動に必要な経費を得なければならないという事情に整合性のあるガイドラインが作れるか。	A	アメリカの利益相反の議論の中心に関する情報
76-1	学長	管理	1. 必要と考える 2. 通則を国で、細則は大学毎に	A	
78-1	副学長	管理	1. 必要である。 3. 学内の共同研究体制に対する、人員の増加、特に専任教員、事務員の増員。	A	
78-2	部長等 の長	管理	1. ガイドラインは必要と思う。ガイドラインが確立していないと教員を悩ませ、研究意欲を削ぐこととなる。 2. 具体的にはあげられないが、文部科学省研究振興局あたりで主体的にすすめて欲しい。 3. 教員の研究意欲を引きだせるようなガイドラインを制定すること。	A	インセンティブになるガイドラインを要望
78-3	助教授	コーディネーション		D	
78-4	研究協力 部/部課 長	研究協力事務		D	
79-1	助手	教育・研究	1. 細かなルールが必要 2. 基本を本省が設置する委員会で。さらに細部は各大学の裁量で。	A	
79-2	助手	教育・研究	1. 必要だと思います。	A	
79-3	副学長	管理		D	
79-4	副学長	教育・研究	4. 日本の事例をアつめ、米国との事例と対比しながら、我が不利益にならないしくみ、情報を提供すべきではないか(例えば科研費等のプロジェクトで)。	A	科研費のプロジェクトで検討することへの示唆

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
79-5	研究協力 部/部課 長	研究協力事務		D	
79-6	部長等 の長	管理		D	
79-7	部長等 の長	教育・研究	1. 進める方が良い。 2. そのような機関をofficialに設置し、進める。 3. この様な問題をもっと広く知らせ、取り組む必要性を公知させる。 4. まだ良く知らなかったため、重要性を知る機会となった良かった。	A	
79-8	教授	コーディネーション	1. 今後さまざまな問題が出てくるのが予想されているのに対し、多くの教員はまだその事を意識していない。ガイドラインを設定すると共に教員への周知も必要となる。 2. 文部科学省担当課(室)、大学の共同センター長、学校長、副学長レベルTL0取締役。さらに経団連や日本政策投資銀行等の意見を参考に。 3. 独立法人化後の大学と特許帰属の問題。教員の企業役員事業と研究との関連。 4. 大学の基本は研究者の自由意志に基づく研究活動と教育活動である。社会貢献はこの土台の上に構築するものであり、新たなシステムであると認識すべき。(従業の大学のあり方と相反するものではない)	A	検討に参加する/参考意見を聞く機関に関する具体的な示唆
79-9	部長等 の長	管理	1. ガイドラインの作成は必要である。特に、現在のように大学教員かつ国家公務員である場合は必要である。しかし、法人化され、しかも国家公務員でないなら大学に教員との契約するようになれば契約でカバーできる。 4. 大学がすべて民営化されるか、国家公務員の法人化される場合にも、大学と教員との間に契約を結ぶようにすべきである。こうすることで利益相反の問題は明確に判断できるようになると思われる。	A	法人化後は契約でカバーできる=ガイドラインは不要との指摘か(法人化されても研究費の主体は公的資金である)
79-10	教授	教育・研究		D	
79-11	助教授	教育・研究	1. 必要と思います。 2. 大学、文部科学省、企業側からの機関。	A	
79-12	教授	教育・研究	1. 必要。 2. 大学とTL0。大学教員の知的所有権の最低限の保護と健全なる見返りとしての研究への補助と保証に留意すべき。	A	
79-13	助教授	教育・研究	1. 必要と思う。制度の整備が進めば教員サイドの特許に対する認識も向上。 2. 大学協会(私大、国公立)と産業界の同様な機関、行政の三者による協議の場が必要。	A	
79-14	助手	教育・研究		D	
79-15	助教授	教育・研究		D	
79-16	助教授	教育・研究	1. 必要である。	A	
81-1	部長等 の長	教育・研究	1. きっちりしたガイドラインができれば産学連携はより進むだろう。	A	
81-2	教授	コーディネーション	1. 独法化後のルールについて早く検討すべきである。 2. 文部科学省。 3. 独立行政法人化を想定 4. した諸検討を実施すること。法人として営業活動も一部実施できるようになると考えられるので、教員も営業活動を背負うことになる。特許そのものが機関帰属になれば、特許に係る利益相反問題は大幅に減少すると考えます。独法化後、特許を機関帰属とするよう明確な方針を文部科学省は出してほしい。もし、個人帰属制度を残すことになれば、利益相反は必ず生じる。大学の研究成果が企業の中に死蔵されると言う旧来の弊害が温存されることになる。	A	法人化を見据えた準備を示唆

整理番号	回答者		設問：利益相反ガイドラインについての自由意見		備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点			
81-3	部局長等の長	教育・研究	1. 利益相反のガイドラインは必要か(右の列のとおり分類) 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見	A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回答	大学本来の使命と新しい産業への寄与に関する示唆
81-4	研究協力部/部課長	研究協力事務	1. ガイドラインは必要であろう。 4. ほんの少しソフトの著作権、研究奨学金、共同研究に間与したところのある者にとっては、針の穴から天を覗くような質問を受けていることになり、全体を見渡した意見を書けない。素朴な気持ちを感じておきたい。国の機関として大学の任務は基本的に教育・研究であり、その成果は特許などという二次的なことで、公開の自由を奪われるべきではない。特許内容そのものは公開だから、まだしものこと、役員就任や共同研究を通じて、公的機関での研究活動は「企業秘密」として、公にされないのは本末転倒と考えている。しかし、大学の成果を社会に生かすことの必要性や共同研究の必要性は理解しているつもりである。ただうまい解決法が提案できなくて残念である。また、業績評価に特許を入れるだけでは不十分であり、その研究を支えた若い人々の業績に反映されない。わたしの元学生の中にもそのような結果業績の少ないものがある。特許権や特許利益に関しては、研究者、企業、大学、国がそれぞれ果たした役割に応じて、配分するようなシステムにならないのかという気がしている。	A	
81-5	部局長等の長	管理		D	
81-6	教授	コーディネーション	1. 近く独法化になるので、国と個人の相反に血道をあげても仕方がない。今後は大学と個人の間の職務規定を定めると良い。 2. 現在のところ大学独自。 3. 独法化プロセスの国立大学間の相違。上記コメントにて意はつくされている。	B	公的資金で研究する限り法人化されるかどうかは無関係
81-7	教授	教育・研究		D	
81-8	教授	コーディネーション	1. ガイドラインは必要と考えるが、それはあくまでガイドラインであって、強制的なものであってはならないと思う。 2. 第三機関、委員会等を作って検討。	A	
83-1	副学長	コーディネーション	1. ドラブル回避のために是非必要である。 2. 大学が、国立大学協会内部に部会を設けるなど主体となって進めるべき。同時に司法関係者を加えた共同委員会を設ける。 3. アイデアの優先性の問題、例えば、事例3の口社の社員が特許権を主張するなどにより、情報やデータを研究者が秘匿する傾向が強くなり、学会活動が不活発になること。 4. ガイドラインの作成に至る前、つまり、現在においても、教員に対して、この種の問題の存在の広報活動や研修活動を行う必要がある。	A	
85-1	副学長	管理		D	
85-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		D	
85-3	教授	教育・研究	1. 今後、大学教官のモラルハザードも顕在化してくる。公に奉仕する心が少ない教官も多い。 2. 国に何らかの機関を設置する必要あり。 3. 努力した者と努力しない者を平等に扱わないことを原則とする風潮が望ましい。	C	

TL0 関係者（設問 8）

Q 8 意見

Q 8

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	ガイドラ インの必 要性	備考 (プロジェ クトによる メモ)
			A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回 答	
		1. 利益相反のガイドラインは必要か 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見		
1	研究協力部/課・産学連携担当	1. これまでに、利益相反の問題は国公立大学の固有の問題と考えていたが、アンケートにあるとおりいくつもの利益相反の問題があることを教えていただき、ガイドラインの必要性を痛感した。 2. 教員の兼業の問題については、教務部教務課が、研究費一部の取り扱いについては教務部研究推進課が主体的に作業を進めるべきものと考えているが、実際問題に直結しているTLOとそれぞれの機関が連結して推進していくことが必要であると考えている。 4. アンケートの設問を見て、勉強になりました。是非ともガイドラインを作成してください。	A	アメリカでは利益相反にはTLOが関与している例が多い
2	TLO役員	4. もともと公務員なのに、このような特例を多く認めるからおかしくなるのではないか、研究で身を立てるのが、教育者として活動するのが選択すべき。ノーリスク・ハイリターンを望む研究者がいるようであるが、民間から見ると理解不能であろう。一度、すべてをリセットするた国立・公立をなくして私立とし、優れた研究もしくは教育を行う大学へ公的支援を厚くするなど考えてはどうか。すぐれた研究者は70、80才でも研究を続けることに異議はないが一律に定年を延長する大学があるなど、大学は世の中の状況を理解していないのではないかと(民間でどれ位、有用な人材がリストラされ、自助努力しているのにという声も産業界へ営業に行けば、数多く聞かれます)。	C	国立大学教員の社会的安住の問題を指摘
3	TLO役員	4. 「利益相反」に対応するためのガイドラインを検討する前に次のアイテムを検討しておくべきと思います。 (1) 大学の研究成果で社会貢献するとは何のことか。一企業が事業化することではなく、日本全体の国利をUPする(日本の技術力・産業力をUPすること)ではないかと思えます。 (2) そのために何をすべきか。例えば、内外への特許出願・権利化及び権利活用を含めた特許戦略を大学毎にTLO毎にさらには研究テーマ毎に立てることが必要となります。おそらく、研究テーマを設定する際にこの辺のアウトラインを打ち出しておくことが必要であり、最終的には発明委員会で発明案件別に特許戦略を決めることができればと思います。現在は、このことを発明された研究者個人がTLOの判断に任されていますが、この時点から本題の「利益相反」の影が出始めているのではと懸念しております。 (3) 学会発表等で公開することの位置付け。先生方が研究成果を公開されることは本業の一つではありますが、発表される目的は何かを上記特許戦略の観点から位置付けておいたほうが良いのではと思います。上記の大局的観点から「利益相反」の発生しそうな行為や考え方を取りまためてからガイドラインを作成されたほうが良いと思えます。	B	利益相反への対応に関する根本的な姿勢に関する指摘

Q 8 意見

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	ガイドラ インの必 要性	備考 (プロジェ クトによる メモ)
			A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回 答	
		1. 利益相反のガイドラインは必要か 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見		
4	TLO役員	1. 長期的に必要なことは言うまでもないが、米国でも未だに議論が行われているテーマであり、拙速はさけるべし 2. 大学主体が望ましい。AUTM様組織でえの検討も必要。 4. 杓子定規名ガイドラインは本来の大学の研究成果の社会貢献を遅らせる可能性がある。市場原理(自己修復機能)にまかせ、一度振れすぎるぐらいの状況を経験しても良いのではとも思う。	A	2. 今回の検討にTLO協議会が入っている 4. 一度問題を起すくらい極端な産学連携をやってみてはどうかという指摘
5	教授		D	
6	TLO役員	1. 全国一律のガイドラインは困難(不可能)。いくつかのパターンはありうるかも。(産学連携寄り/アカデミア寄り、など) 4. 何が利益相反かをより明確にすること。産学連携に関わる人々がこれをしっかりと認識すること。でない議論が散漫になりがちと感じます。今回のアンケート設問でいうと、6や7のタイプにフォーカスをあてて掘り下げた議論を行うべき。ただ、結論を出し切ってしまうず、せいぜい「いくつかの考えがある」という程度に留め、あとは大学のポリシーにもとづいて各大学内部で独自ルールとして定めるべき。	B	利益相反の定義を含めて初歩的な問題を明確化することから考え方の巾を示すくらいから着手すべきことを示唆
7	TLO職員	1. 日本における新たな段階の産学連携にガイドラインは絶対必要。透明性を高めることが大学の、そして大学と企業の連携を国民(納税者)が認める前提条件であると思える。 2. それぞれの大学が定めるべきものとする。それは、大学のミッションと深くかかわるものであり、また明確なルールを示しえない大学は社会からの信頼を失って当然だと思ふ。(ガイドライン作成に必要な資料等の提供は国レベルで行ってよい)	A	透明性(=公開の徹底)は海外では利益相反のマネジメントの基本
8	TLO職員	1. 必要。	A	
9	TLO職員	1. ガイドラインが絶対必要!! 企業の発明管理規定を参考に、大学の発明管理規定を明確に作成すべきです。	A	企業の発明管理規定が参考になるとの指摘
10	TLO役員		D	
11	TLO役員	1. ガイドラインが必要である。	A	
12	TLO職員		D	

Q 8 意見

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	ガイドラ インの必 要性	備考 (プロジェ クトによる メモ)
			A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回 答	
		1. 利益相反のガイドラインは必要か 2. その作業手順や担当機関は 3. 今後の問題 4. 自由意見		
13	TLO職員	1. ガイドラインを作る前に、特に一番問題である奨学寄附金制度を全面的に、見直しする、又は廃止する必要がある。	B	奨学寄附制度の見直しを示唆
14	TLO職員	1. 現状では必要であるが、独法化後、米国と同様に特許を受ける権利を全て大学にすれば問題は少ない。(職務発明) 4. 企業から見ると職務中の発明は全て企業に帰属するのは常識である。ただし、発明者へのpay backの額については、現在、問題となっている。	A	
15	TLO職員	1. 透明性を持たせる観点から、ガイドラインは必要と考えます。 2. 産学官が対等の立場で意見を言えるワーキング・グループを作って検討すればよいと思います。 4. 民間企業出身ですので、学内の問題・公務員の在り方について誤解してコメントしている部分があるかもしれません。ご了承ください。	A	
16	TLO職員	1. 「産学連携による大学と産業界の活性化」と利益相反の問題は、本来両立のむずかしい問題と思います。これはこれら両者のバランスをどうとるかということがポイントなので、常識を逸脱する行為を禁ずる趣旨のルール化がよるしいのではないかと思います。 2. 大学・産業界・法律問題の専門家(弁護士)、各連携機関の代表で検討してガイドラインを作成。あとは各大学が、自分のおかれた状況等を考慮して各大学にあったルールをつくる。	C	タイトな利益相反への対応のマイナスイメージを懸念
17	TLO役員	1. 何が良くて、何をしないといけないか明確なガイドラインは必要と思う。 2. 当該大学において自主的に作成されるべき。	A	
18	TLO役員	1. 大学人と言えども組織人であるから一般企業に近いルールが要る。特に大学の独立法人化との関係で。 4. 大学人の意識を改革することが第一着点である。教授なら何でも自己判断できると考えると大問題で、組織としてどう判断するかルールが何事にも必要。	A	
19	その他	1. 必要性は大と考える。 2. TLO協議会が主体となり、民間会社や有識者の意見も聞くべきだ。	A	TLO協議会が利益相反のガイドライン作成に関与すべきことを示唆
20	TLO職員	1. 産学連携の促進状況にあわせて早急に整備する必要あり。 2. 文科省、通産省	A	

産業界（設問 8）

Q 8 意見

Q 8

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	
		ガイドラ インの必 要性	備考 (プロジェ クトによる メモ)
		A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回 答	
1	金融（協会） 専務理事	1. ガイドラインは必要。但し、過度に詳細なものにせず、基本ルールに止めるべき。さもないと身動きがとれなくなり、産学連携が進まない。作成は、産・官・学及び法律（コンプライアンス）専門家の4者で行うべき。 2. かかわるべき。 3. 有識者ということに尽きるが、現実論としては、経団連のような代表団体を活用してはどうか。	A
2	製造（電機） 研究開発本部長	1. ガイドラインの作成は必要と考える。 2. 公平性を保つために産業界がかかわるべきではないと考える。	A
3	製造（窯業） 研究開発本部長	1. 我が国でも利益相反に対応したガイドラインが必要と考えている。 2. 当然産業界もかかわりガイドラインを作成すべきと考えている。 3. 例えば電子情報技術産学協会等の工業界等、多数の企業の意見が集約できる機関が加わるのがよいと考える。	A
4	製造（電機） 常務取締役	1. 必要。 2. かかわるべきである。研究成果の社会への還元を果たしつつ、かつappearance問題をクリアする仕組みは、国・大学・産業界全体で透明性を上げることが基本に議論・決定しないと、機能しない。但し原案は大学が作成し、それをベースに三者の場で議論してもよいと思う。	A
5	製造（医薬） 研究情報部長	1. 公務員である大学の研究者と企業が共同研究・受託研究を行う場合、贈収賄の問題が生じないよう研究費の支払い方法や研究成果の企業化への利用についてルール化する必要がある。私立大学の研究者との間においても私立大学へ研究成果が帰属するのか研究者個人に帰属するかについてルール化する必要がある。 2. 大学の研究者が行った基礎研究を企業化に応用するためには企業サイドの意見を探り入れることが重要である。これは産学の連携による共同研究を円滑に進めるために必要であると思われる。 3. 産業界全体の意見をとりまとめるには経団連の関与が望ましいと思う。経団連の中に知的財産権の問題を扱う専門委員会があると思う。	A
6	製造（精機） 開発部長	1. 今後問題となるようなケースが増えていくと思われるので、現場で適切な判断ができるようガイドラインはあった方がよい。 2. あるべき姿から議論すべきで、まず大学側がイニシアティブをとればよい。産業界からは、意見を聞く程度でよいのではないかと。 3. 業界団体（例えば、経団連etc.）。	A

Q 8 意見

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	
		ガイドラ インの必 要性	備考 (プロジェ クトによる メモ)
		A: 必要 B: 不要 C: 不明 D: 無回 答	
7	製造（輸送） 技術研究所 総務グループ長	1. ガイドラインや手順を明確化した法令的なものが必要と思う。 2,3. 企業団体等を通じて上記のルール化に関わることは問題ないと考え、企業側の倫理を明確化する上でも必要と思う。但し、一企業が関わることは問題。 4. 当社の「知財部」や「法務部」を通した公的な意見にはなっていない点を留意して頂きたい（あくまで、技術研究所としての意見）。	A
8	サービス（設計） 統括部長	1. わかり易いガイドラインがあれば助かる。 2. 参考意見が必要。	A
9	サービス（デザイン） 技術統括室長		D
10	製造（繊維） 企画部長	1. 基本的には教員（公務員）の道義心の問題、現状ではガイドラインということよりも、より明確なルール作りが必要なのではないか。 2. 国民全体の問題であり、その一部の代表として参加するのが望ましい。 4. 各設問のコメントでほぼ言い尽くしている。現在大きな問題となっているか否かについての知見はないが、もし問題となっている、もしくはなるおそれがあるということであれば、第一義的には大学側の意識の問題であろう。もちろん制度上にもかなりの不備があることも間違いなく、整備が必要であろう。	A
11	製造（電機） 企画推進室主事	1. 大学の先端技術を、産業の現場に直結させることは、閉塞した我国経済情勢を打破するためにも非常に重要だとみております。そのような状態になるには、ライセンス等を提供する国立大学側と受ける企業側との関係が納税者にとって納得できるものである必要があり、利益相反ガイドラインは必要だと考えます。 2. 基本的には、大学側が自ら決めるべき。ただし、決定プロセスでの意見収集、及び、評価・見直しにおいては広く意見を求めるべきと考えます。 3. 特定の企業のバイアスを受けないこと、排除できること。 4. ・特許の権利保有について、個人は問題が発生する可能性が高いと思います。例1）保有は大学（TL0でも可）（大学が権利保有を放棄したものは個人も可）例2）発明者へ報いるのは、報奨金と優先的実施権兼業、奨学寄附金は一定の限度内で特定企業からのバイアスがかからない配慮が重要と考えます。・共同開発や委託研究ではなく、国費により大学が独自に研究した成果を、民間に、実施許諾もしくは技術移転する際には、その決定プロセスのアカウンタビリティが保てることが重要だと考えます。	A

Q 8 意見

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	
		ガイドラインの必要性 A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	備考 (プロジェクトによるメモ)
12	製造(電機)研究所	1. 一般的に大学側の意識が低いのでガイドラインは必要。研究者(教員)だけでなく、事務方(オーバーヘッド)を含んだガイドラインが必要。 2. 一方だけでルールをつくると、唯我独尊になってしまっていて実際には使えないものになる可能性がある。 3. ナショナル・ルールにするのか、ローカル・ルールにするかによって対応が変わる。総論は国家レベルで、各論は大学単位で議論するのが良い。たとえば今は法人格がないが同窓会などをNPO化して議論するの。 A	
13	製造(機械)相談役	1. 産学連携における利益相反は避けられない。大事なものはアカウンタビリティーと考える。これを確保するには判断の基準が必要であり、何らかのガイドラインを設けるのがよい。 2. 産学相互に利害が対立することを想定しているわけであるから、双方が参加して策定するのが適切である。 3. 双方の利害調整が必要であり、産学の連合会(経団連や国大協など)の一段上のレベルでの検討が望ましい。総合科学技術会議の科学技術システム改革専門調査会の下に分科会を設けては如何か。 A	
14	基盤(電力)役員	1. 一般の企業と同様のルールを定めるべきである。大学は、今後は法人化の方向に向かうであろうし、「研究開発を事業とする株式会社」の一種と考えればよい。その会社の目的は、利益を上げることではなく、社会に貢献することである。それを目指すならば、一般企業での事例を調査して適用するだけで、ガイドラインは比較的簡単にできる。問題は、人事評価などの雇用に関わる制度との調整であろう。 2. お手伝いはできると考える。 3. 特許業務に本格的に取り組んでいる企業の多数が参加している「日本知的財産協会」に支援を求めるのが良いと思われる。 4. 研究に関わる特許の個人有を認めているのが大きな問題であろう。その要因の一つに、「研究成果を活用して社会に貢献する」という大学の使命を、組織ではなく個人である教員が遂行する体制になっていることがあげられるのではないだろうか。組織としての使命は、個人ではなく組織として行うべきであり、一般企業と同様の体制をとるべきであろう。「利益相反」が大学教員に限ってクローズアップされている背景が理解しにくい。大学教員も一般企業の社員と同じく、まずは、業務を遂行した成果で人事的に良い評価を受けるといった私的な利益を動機として働いていると考えられる。個人の行動が組織の目的に反するようなことが起こりうることは観念的にはわかるが、一般企業では人事制度などを通じて有効に予防できていることであり、大学に限りそれが困難な点を分析すべきである。 A	企業の実例を調査することが必要 大学のコメントになった企業独自の視点が含まれている

Q 8 意見

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	
		ガイドラインの必要性 A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	備考 (プロジェクトによるメモ)
15	製造(繊維)技術部長	1. 共同研究規定等が必要。 2. かかわるべき。 3. 規定の制定。 4. 共同研究等に対する企業からの出費に関して適当なものがない、奨学寄附金を当てているなど、運用でカバーしている点が多い。特許その他成果の取り扱い等も含め、今後ますます増加すると思われる。産学連携に関する制度・規制の整備が必要と考える。 A	
16	基盤(通信)技術部長	1. これから産学連携が活発に行われるようになれば、利益相反の問題も多く発生するので、それらに対して一定のガイドラインを作成し、産学連携の妨げにならないようにしておく必要がある。 2. 大学側、産業界双方にそれぞれの考え方(利害)があるため、お互いの主張を取り入れ作成する方が良い物が作られるため、産業界もかかわるべきだと思う。 3. 産業界代表としては、個々の企業としてはそれぞれ意見の相違も発生するので、利益代表としての経済団体等から参加すれば良いと思う。 4. 産学連携を進める上では、必ず「利益相反」の問題は発生する。また、今後、日本の産業競争力を強化するためには、産学連携をこれまで以上に進めることも重要である。このような中で、さらに産学連携を進めるためには、明確なガイドラインを作成し、大学(大学教授)、企業がともに安心して協力していける環境を整備する必要がある。 A	
17	基盤(鉄道)	2. かかわるべきだと思えます。 3. どの様な機関があるのか知らないが、ワーキンググループに参加すべきと思う。 A	
18	製造(鉄鋼)副支店長	1. 必要。 2. 産業界と言っても、分野毎に事情も異なり全ての分野がかかわるべきとは思わないが、バイオ・IT等がかかわるべきと思う。 3. 業界の参加率が高い団体。産官学の代表者が委員会を作り、その中で議論。 A	
19	製造(樹脂)企画担当部長	1. ガイドラインは必要と考えます。 2. 産業界がかかわるべきと考えます。 3. 業種、業態、規模の異なる企業の代表による協議会。 A	
20	製造(機械)常務取締役	1. 必要。 2. かかわるべき。 3. (案1) 経済産業省の特別委員会の中で審議(旧厚生省等関連省庁を含め)。(案2) 経団連の特別委員会の中で審議。 A	
21	製造(繊維)研究企画部 主席部員	1. 必要。 2. 3. 4. ガイドラインの作成には産業界(企業)からも参加すべきであり、多くの分野(広い業種)から代表を集める。業種による特異性(昔からの慣習)等をなくすべく透明なガイドラインを作成してほしい。 A	

Q 8 意見

5

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	ガイドラインの必要性	備考 (プロジェクトによるメモ)
			A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
22	製造(医薬)室長	1. 是非とも作成してもらいたい。 2. 産業側の意見も充分に考慮して検討しないと、例えガイドラインを作成しても、内容は一方的になりかねない。 3. 産学協同のワーキンググループを編成すべき。	A	
23	金融(証券)部長	1. ガイドラインは必要と考えます。ただし、それ以前の大学側のあり様として利益相反に悩むような状況の創出が必要だと思います。利益相反があるので産学連携が出来ないというのはおかしい。ガイドラインや、大学としての審議組織をつくり積極的に対応すべきでしょう。 2. 今回の設問でも「大学の現状」というのが見えるような気がしました。産業界の常識というのも一般常識ではないかもしれませんが、産業界を含む非大学人の参加は不可欠と考えます。 3. 経済団体(経団連、関経連のような)しか思い浮びません。	A	問題を起してはと逆いのは逆説的であるが一つの方法であろう。同様のいけんは大学関係者からも出されている。
24	基盤(鉄道)技術部マネージャー	1. 資金面の援助や特許の所有権などの契約事項に関して、一定のガイドラインを定めることは必要と考える。 2. 産業界としても関心を持つべき課題である。 3. 産・学でのプロジェクトチーム。	A	
25	製造(電機)企画部長	1. 必要である。 2. かかわるべきである。	A	
26	製造(鉄鋼)開発企画部次長	1. 今までの産業界と大学とのウェートな関係を見直し、新しい枠組みと連携のやり方を考える、作り上げるために必要。 2. 産業界にとっても重要な問題であり、企業との接点の中で本問題が発生している。産業界なしで何の議論ができるのでしょうか。 3. 産業界を代表する経団連が窓口となり、大学他の関係者と委員会を作る形が考えられます。 4. 大学における教育と研究の分離が必要ではないでしょうか。 学生は教育部門に属したまま卒業する。研究部門では実習の形で研修を受ける。現在の講座制の中では教授の手足として働く学生によって受託研究を支えている(企業にとって安価な)状況を見直す時期と考えます。 また、法人格がないために国もしくは個人にしか特許を帰属させざるを得ないのもおかしな話です。利益相反の問題をきっかけに国立大学の見直しは重要な課題と考えます。	A	教育と研究の分離を指摘 国立大学の見直しを示唆

Q 8 意見

6

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	ガイドラインの必要性	備考 (プロジェクトによるメモ)
			A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
27	製造(化学)技術部企画室主席	1. ガイドラインは必要である。ガイドラインのないために、エネルギーを調整やさぐりのために使っているのは無駄である。 2. 産業界もかかわるべきかと思う。大学と産業界の意見をくみ、「官」がガイドラインを作成すべきかと思う。これは国家戦略の問題であり、国益の問題であろう。国立大学は少なくとも自国のためにあるのであり、産業界も自国の市場の上に立脚しているとするならば、当然のこと。 3. 関西ではOSTEC等の法人で原案をつくり、それを国へ提言する。	A	
28	製造(機械)取締役技師長	1. 利益相反に関してトラブルが発生する原因はガイドラインが明確に示されていないためである。自分達の都合のいいように解釈できないように適切なガイドラインが必要であると考え。 2. 利用するのは大学だけでなく産業界でもある。関連があるのだから大学だけにまかせずに産業界もかかわるべきである。	A	
29	製造(精機)研究部次長	2. 否。	C	
30	製造(医薬)取締役研究開発本部長	1. 研究にバイアスがかかっていないことを証明するためにも、基本となるガイドラインの策定が必要である。ただし、研究者へのインセンティブ、発明の有効活用、スムーズな実用化のための方策などに十分な配慮が必要である。 2. ガイドラインの作成には、発明の促進化を図るためにも産業界の意見が反映できるシステムが必要である。 3. ガイドライン策定にあたり、広く意見を聴くための諮問機関を設置し、そこに産業界から参加する方法が望ましい。	A	
31	基盤(建設)専務取締役	1. 技術立国を目指す我が国にとって大学の研究開発の有効活用は大変重要な要素であり、産学連携して進めていく必要にせまられている。そのことを効果的、効率的に行う仕組み、ルール作りが必要で産学協同でガイドライン作りを進めるべきと考える。 2. 産業界がかかわるべきと考える。 3. 各大学でも周辺環境が異なるので(TL0等)全国統一ルールを考えても仕方がない。まず体制(受入れ)の整っている大学と産業界(関経連、同友会等)が個別にモデルケースを立ち上げ、関西の中で広げていくと良い。最初から完璧なものは出来ない。 4. 余程大学と産業界がベクトルを合せやる気をもって、研究開発に取り組まないと日本は沈没してしまいます。	A	
32	基盤(土木)事業企画室課長	1. 必要と考える。 2. かかわるべきと考える。 3. 「利益相反」は大学・企業両者に影響するので、当然、両者共同で協議し、作成するべきである。	A	

Q 8 意見

整理番号	回答者 職責	設問：利益相反ガイドラインについての意見	ガイドラインの必要性	備考 (プロジェクトによるメモ)
			A:必要 B:不要 C:不明 D:無回答	
33	製造（医薬） 研究計画推進部 担当部長	1. 発明者の権利などを明確にし、適切な競争、効率的な事業化が図れるルール化は必要と考える。今後、大学研究者がベンチャー企業を設立する機会が多くなり、企業家と大学研究者の二重性が出てくる。疑惑を招かないようガイドラインの制定は必要である。 2. 基本的には産業界もいっしょになって制度づくりをしていくべきと考える。 3. 個々の企業が別々に意見を出すのではなく業界として方針を定め、意見を出していくのがわかりやすい。 4. 日本の産学協同のシステムは立ちおくれであり、上述してきたように大学での成果を国として守っていくシステムが出来ていない。是非システムを考えてほしい。その際、国策としての対応を中核として制度づくりを考えていただきたい。今後日本企業が外国企業と競争していくことがどんどん多くなり、その際に日本企業に少しでも国内研究が利用しやすい制度となるよう工夫していただきたい。	A	大学のコメントで二つの身分という表現されていたことと同じ
34	製造（電機） 専務取締役	1. 必要である。 2. かかわるべきである。 3. ガイドラインは大学が作ることとし、その際産業界の意見を聴いていただく形が良い。 4. 科学技術立国を目指す日本にとって産学連携は極めて重要であるので、「産」と「学」とが相互により自由なアクセスができる環境作りが求められる。「ガイドライン」は大学の使命と企業活動の本質を認知した上で、産学の連携を強化することを目的として検討されなければならない。	A	
35	基盤（ガス） 企画部課長	1. 基本的に、科学技術政策の中で国、そして大学の役割を論じるべきであるが、大学の役割は基礎研究であり、応用開発ではないと考えると国家としてのコーポレート研究というポジションになる。コーポレート研究であるならば、誰もが公平にその成果を活用できるはずである。他方、企業等特定の財源からスポンサーシップ研究は帰属すべきで、このコーポレートとスポンサー研究の峻別し、かつ、教官の業績にも反映する仕組みが織りこなされるべきである。 2. 基本的に、国の科学技術政策によるものであって、産業界とは一線を画する課題であり、（産業界が）かかわる余地はないのではないかと。	A	面白い視点だが、産業界が国の科学技術政策にかかわらないという指摘は不思議